

平成 30 年第 2 回公立甲賀病院組合議会定例会 会議録								
招集年月日	平成 30 年 10 月 9 日 (火)							
招集の場所	甲賀市水口町 公立甲賀病院講堂							
開会（開議）	10 月 9 日 午後 1 時 59 分			議長		森 淳		
出席議員並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別		
出席 10 名 欠席 0 名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す	1	戎脇 浩	○	6	上野 顯介	○		
	2	田中 喜克	○	7	桑原田 美知子	○		
	3	小西 喜代次	○	8	望月 卓	○		
	4	竹若 茂國	○	9	森 淳	○		
	5	橋本 恒典	○	10	植中 都	○		
説明のため出席した者の職氏名	管理者		谷畠 英吾	副管理者		岩永 裕貴		
	会計管理者		岡田 正彦	代表監査委員		田中 暢太佳		
	院長		清水 和也	看護部長		北林 栄		
	事務局長 事務部長		佐井 良昌	事務次長 経営企画課長		今元 三一郎		
	事務次長 総務課長 地方独立行政法人 移行準備室長		中尾 博志	人事課長		北林 俊也		
	医事課長 診療支援課長		寺村 清一郎	管財課長		上嶋 幸裕		
	地方独立行政法人 移行準備室 主任		加藤 潤也	地方独立行政法人 移行準備室 参事		谷川 敬二		
	職務のため出席した者の氏名							
中村 敏之、西川 翼								
議事次第	別紙のとおり							
会議録署名議員	7 番	桑原田美知子	8 番	望月 卓				

平成 30 年第 2 回公立甲賀病院組合議会  
定 例 会 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 6 号 地方独立行政法人公立甲賀病院中期目標を定めることについて
- 日程第 4 議案第 7 号 滋賀県市町村職員退職手当組合からの脱退について
- 日程第 5 議案第 8 号 平成 29 年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 9 号 平成 29 年度公立甲賀病院事業会計決算の認定について
- 日程第 7 一般質問

## 議事の経過

### ○ 開会 開議

森議長

皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。よって、平成30年第2回公立甲賀病院組合議会定例会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際、日程に入るに先立ち、監査委員から現金出納検査並びに定期監査の認定を受けましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

森議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、7番、桑原田美知子君、8番、望月卓君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

森議長

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

森議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

案件に入ります前に、管理者より挨拶がありますので、よろしくお願いいたします。

### ○ 谷畑管理者挨拶

谷畑管理者

議長。

森議長

はい、管理者。

谷畑管理者

改めまして、皆様、こんにちは。今年も日本列島は、自然災害の受難が続く年になっておりまして、直近では、大阪北部地震、西日本を中心に甚大な被害となりました平成30年7月豪雨、北海道胆振

東部地震、台風21号等、今もなお復旧に尽力がなされているところであります。

本日、公立甲賀病院組合議会議員の皆様には、市議会閉会後の月がわり直後の何かとご多用のところ、本組合定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。また、平素は、病院組合事業の運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、平成31年4月に向けた地方独立行政法人化準備事務は、早いもので余すところ、あと半年と迫ってまいりました。現在、地方独立行政法人移行準備室の総括のもとで、事務部各課が組織、人事、財務、契約等の病院組合例規全般に関する内容について、現在の条例・規則等の制定と改廃及び監督諸官庁への各種届け出並びに管理部門システム更新等の多岐に及ぶ準備事務を平常業務と並行しながら実施をしている状況でございます。

また、病院組合及び新法人に係る重要な事項に関しましては、甲賀市、湖南市の両市関係部局と病院組合で構成する独立行政法人化準備会において、3者間での慎重な協議を重ねながら、正副管理者会議で最終承認をするという手順で進めています。これらの重要な項目のうち、法の定めによって、議会の手続を要する案件を議案として、病院組合議会に上程をさせていただいているところでございます。

本日の定例会で、中期目標の議案上程を行った後は、来る11月30日の全員協議会にて、12月臨時会で上程予定の議案内容に関する説明を実施させていただいた上で、12月26日の臨時議会におきまして、ご審議をお願いしてまいる予定となっております。

9月末における移行準備事務の進捗状況に関しては、監査法人トーマツから、特に現在のところ問題点はなく、予定どおりの計画で進捗しているとの業務報告を受けているところでございます。

さて、本院を取り巻く経営環境は、今年4月に診療報酬改定が実施をされました。上半期実績では入院、外来ともに診療単価は若干の増額となっておりますが、入院患者数及び外来患者数に漸減傾向が見られますので、依然として厳しい経営状況にあると申せます。

今後、本院は医療・介護が大きな転換を迎えるとされます2025年を見据えての地方独立行政法人化による健全経営を念頭に置きながら、両市の共同作業によりまして、作成された中期目標の実現に向けての中期計画の作成に着手していくことになります。

本院といたしましては、名実ともに甲賀保健医療圏域の中核的な役割を担える病院として機能できますよう、経営改善の推進を図

りながら、半年後の独法化実現を図ってまいりたいと考えますので、引き続き議員各位におかれましても、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

本日の病院組合議会におきましては、平成29年度決算議案2件と独法化関連議案2件のご審議をお願い申し上げまして、議会招集に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

### 日程第3 議案第6号

森議長

日程第3、議案第6号「地方独立行政法人公立甲賀病院中期目標を定めることについて」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

議長。

管理者。

それでは、議案第6号「地方独立行政法人公立甲賀病院中期目標を定めることについて」の提案理由を申し上げます。本案は、地方独立行政法人公立甲賀病院の設立に当たり、地方独立行政法人法の規定に基づき、法人の中期目標を定めようとするものであります。

当該中期目標の制度といたしましては、法人の設立団体の長が、3年以上5年以下の期間において、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めるものでございます。

なお、本地方独立行政法人公立甲賀病院中期目標につきましては、目標期間を4年間とし、医療経営に精通した外部委員による地方独立行政法人公立甲賀病院評価委員会からの意見聴取並びに本組合構成両市及び公立甲賀病院の代表職員による公立甲賀病院地方独立行政法人移行準備会での検討を行い、さらに本年7月には、広く住民等からの意見等の提出を受けるために、パブリックコメント手続を実施したところでございます。

詳細につきましては、事務局より説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

提案理由の説明が終わりました。本件についての詳細説明を求めます。

議長。

事務局長。

中期目標案の事務局説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず初めに、中期目標の作成の目的、意義といたしましては、大

きくは2つございます。目的の1つ目としましては、地方独立行政法人が中期計画を策定するときの指針になるものであるということです。目的の2つ目としましては、地方独立行政法人の業務実績を評価するときの基準になるものであるという、この2つの目的意義がございます。このたびの中期目標案の構成といたしましては、前文と法の規定に基づく4項目を合わせますと、大きくは5つの項目がございます。

まず、2ページ最初において、1つ目の目標期間を定めています。目標期間に統いて、2つ目の前文を記載した後、3ページ以降において、残りの3つの項目をおのの定めています。

それでは、中期目標案の記載順に従い、順次説明を行わせていただきます。

中期目標2ページ、最初に、大きく1つ目として、中期目標の目標期間を4年間と定めています。

同じく、2ページ目、上段から始まる大きく2つ目としての前文では、本院が、甲賀保健医療圏域で培ってきました役割と実績や未来創造委員会からの答申を受け、地方独立行政法人化を目指すに至った経過などを記載しています。

次に、3ページ中段からの大きく3つ目には、市民に対して提供するサービスを定めており、この中では、公立病院として担うべき医療を目標に掲げ、5疾病に対する医療の提供として、がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患の5項目、次の4ページ中段からの5事業に対する主な医療の確保としまして、救急医療、災害拠点病院、周産期医療、小児医療の4項目を目標とさせていただきました。

一次に、5ページ中段からの地域の医療機関、介護施設等との機能分化、連携強化として、両市との連携、地域医療支援病院としての役割、地域医療構想を見据えた医療提供体制について、地域包括システムの推進、感染症医療、関係機関との連携の6項目を目標とさせていただきました。

次に、6ページ中段からの医療の質の向上として、安全安心な医療の提供、院内感染防止対策について、医療情報データの集積と分析及び活用、予防医療の充実の4項目を目標とさせていただきました。

同じく、6ページ下段からの市民・患者サービスの向上として、患者中心の医療、職員の接遇向上、健康長寿のまちづくりへの貢献、積極的な広報と市民への情報提供の4項目を目標とさせていただきました。

次に、7ページ中段の医療従事者の確保、育成を目標とさせていただきました。

同じく、7ページ下段から大きく4つ目には、業務運営の改善及び効率化に関する事項を定めており、効率的・効果的な業務運営を目標に掲げ、病院の理念と基本方針の浸透、病院運営・経営基盤を支える組織体制の整備、施設の充実と病院機能の強化の3項目を目標とさせていただきました。

次に、8ページ中段からの職員のやりがいと満足度の向上として、職員育成体制の整備・強化、資格取得の支援、人事評価制度の構築、法人事務職員の育成、職員の意識改革、ワーク・ライフ・バランス、個人情報の保護の6項目を目標とさせていただきました。

次に、9ページ中段からの大きく5つ目には、財務内容の改善に関する事項を定めており、収入の確保として、収入管理機能の強化、支出の削減（抑制）として、費用管理機能の強化、経営基盤の安定化として、効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善、運営負担金の考え方として、安定した資金収支、資産の有効活用の5項目を目標とさせていただきました。

以上が、大きな項目を中心とした中期目標案の説明でございます。この中期目標案にも記載しておりますように、本院は、地方独立行政法人化後におきましても、公的な医療内容を継続するとともに、経済性優位な運営に偏らないよう、設立団体の長であります管理者は、法人理事長に対して、この中期目標に基づく指示を行いながら、法人運営を掌握していくことになります。

本日、地方独立行政法人法第25条の規定により、この中期目標議案が病院組合議会のご審議を経まして議決されると、次は地方独立行政法人法第26条の規定により、法人側である病院は、中期目標に応じた内容によるところの中期計画作成に進んでまいります。

来る平成31年3月に開催予定の全員協議会では、中期計画案に関する事務局説明を実施いたしたいと考えております。中期計画の議案上程につきましては、翌月の4月1日に病院組合臨時会を開催いただいた上で、ご審議をお願いさせていただく方針でございます。

以上、簡略でございましたが、中期目標議案についての事務局説明とさせていただきます。

提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本組合議会は、質疑の事前通告制をとっております。議員2名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

森議長

小西議員

初めに、3番、小西喜代次君。

それでは、上程をされています議案第6号「地方独立行政法人公立甲賀病院中期目標を定めることについて」、1点質問をさせていただきます。

先ほどご説明がありました。1つは、中期目標策定までの、これまでの討議の経過、先ほども紹介ありましたが、その経緯と主な論点、これについてご説明いただきたいと思います。また、この中期目標の、いわゆる公立甲賀病院として独自に掲げられた、そういう目標はあるのかどうか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

森議長

小西議員、2点目も質疑を言ってください。

2つ目、目標期間を来年の4月から23年3月までの4年間というふうに設定をされています。この4年間とした理由についても、あわせてお聞きいたします。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畑管理者

それでは、3番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の中期目標策定までの討議の経過と主な論点についてでありますけれども、両市職員と院長等病院職員で構成いたします移行準備会や正副管理者会議で案を策定いたしまして、評価委員会において評価委員からの意見をお聞きしたところでございます。それぞれの会議体におきましては、公立病院としての公的医療の確保、職員の意識改革、効率的・効果的な業務運営及び適切な運営負担金などについて議論をされたところでございます。

また、本年3月に開催いたしました評価委員会におきましては、経営状況、救急、急性疾患、看護学校、医療通訳などにつきまして、また、5月に開催をされました評価委員会におきましては、保健医療計画、がん、精神、研修、未収金などについてご意見をいただいたところでございます。こうしたご意見を反映いたしました案を、平成30年6月の組合議会議員全員協議会におきまして中期目標案として説明をさせていただきまして、7月1日から1カ月間、広く住民等から意見をいただくためにパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて、最終的に中期目標案を確定させていただいたところでございます。

公立甲賀病院独自の中期目標についてというご質疑でございますが、中期目標というものは、設立団体が法人に向けて指示するものでございまして、設立団体といたしましては、公立甲賀病院が公立病院としての機能を維持しながら、地方独立行政法人化のメリット

を生かした医療の質、サービスの向上や、また効率的・効果的な運営により、地域に必要な医療を継続的、安定的に提供するということを求めさせていただいているところでございます。

医療・介護などは、本来全国どの地域でも同じようなサービスを受けられるべきものでありますけれども、その中で当然地域性もございます。具体的には、この中期目標におきまして、救急医療、災害拠点病院、周産期医療、小児医療、また心筋梗塞や糖尿病、感染症医療、そして甲賀市、湖南市両市との連携、地域支援病院など、県や圏域内外の役割を含めまして、指示をさせていただく構成とさせていただいております。

地域医療従事者への研修でありますとか、また関係機関との連携による地域医療の向上、また、甲賀市、湖南市両市が構築いたします地域包括ケアへの支援につきましても、この目標案の中で求めておりまして、これらの目標を受けて、これから法人はこの中期計画の中において、具体的な計画を策定するものというふうに考えております。

中期計画につきましては、平成31年3月に実施予定の病院組合議会議員全員協議会におきまして、中期計画案の説明として実施をさせていただく予定でございます。中期計画についての議案上程は、その翌4月1日、病院組合議会の臨時会を招集させていただきまして、ご審議をいただきたいと考えているところでございます。

2点目の目標期間を4年間と定めた理由につきましては、法人法第25条に、3年以上5年以下の期間と規定されておりますし、また、法第15条には、役員の任期は第25条に規定する中期目標の期間を考慮した上で、中期目標の期間又は4年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間となってございます。昨年12月臨時会におきまして議決をいただきました定款第10条には、理事長の任期は4年と規定しております、理事長任期と中期目標期間との整合性をとることにより、理事長の役割、責任を明確にし、病院の医療の質の向上、また患者サービスの向上を図りたいと考えまして、4年間という期間を設定させていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長。

3番、小西喜代次君。

詳しい説明ありがとうございます。2点ほどお聞きしたいんですけども、パブリックコメントを実施されたということでしたが、このパブリックコメントの特徴的な意見や、またこの中期目標へどういう形で反映したのか、どうかというのが1つです。それからもう

小西議員  
森議長  
小西議員

1つは、労働組合にこの中期目標案について説明をなされたのかどうか、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

谷畠管理者

議長。

森議長

管理者、答弁。

谷畠管理者

3番、小西議員の再質疑にお答えいたします。

1点目のパブリックコメントでの特徴的な意見ということではありますけれども、個別具体的な内容についての意見ではございませんで、地域医療との整合性を図ってもらいたいというような内容のご意見がございました。

それから、2点目の労働組合への説明ということでありますけれども、これは現在のところは、組合のほうにも説明をさせていただきながら、この案の策定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

森議長

よろしいですか。

小西議員

はい、いいです。

森議長

次に、4番、竹若茂國君。

竹若議員

4番、竹若でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。小西議員と同じような内容になって、重複するところがあるかもわかりませんが、ご容赦をお願いしたいと思います。

まず、地方独立行政法人は、地方公共団体が直接実施する必要はないもので、民間に委ねると適切に実施されないおそれがあるものを、効率的・効果的に行うために設立する法人とあります。これは以前にも説明を聞いています。

そこで、この中期目標では、公立甲賀病院は何を目指すのか。本中期目標では、地方独立行政法人公立甲賀病院としての独自性、アイデンティティーが感じられないような内容になっているように思います。その辺の独自性というのはどういうところにあるのか、1つ教えてください。

2つ目、それから、この提供するサービスとして、必要な項目がほとんど全て漏れなく上げられていると思います。しかし、内容は、押しなべどこへ持つていってもそのまま通用するというような内容になっているように思います。

甲賀市、湖南市、甲賀圏域の状況をきっちり分析して、地域のニーズに合った血の通った医療ができる中長期計画をつくることが、市民に愛される病院につながるのではないかなどと思います。このままでは、地方独立行政法人をつくること、中長期目標を策定することが目標になっているようにしか思えません。その辺の当局の考え方

谷畑管理者  
森議長  
谷畑管理者

を再度お尋ねしたいと思います。

文中に、「中長期計画」と申し上げましたところ、すみません、「中長期目標」と直していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長。

管理者、答弁。

4番 竹若議員のご質疑にお答えをいたします。

先ほども小西議員にお答えいたしましたように、この中期目標といいますものは、この地方独立行政法人を設営する主体であるこの地方公共団体が定めるものとされております。そういう意味から申しますと、地方公共団体の立場からこの地域医療をしっかりと担っていくべきであるという目標を立てるということになるわけでございます。ですから、本来、先ほども申しましたように、医療・介護については、全国どこでも同じようなサービスを受けられるということが、当然であろうというふうに思っておりますので、それは中期目標には漏れなく書かせていただいております。そこに例えばこの地域独特の風土病があるとか、またこの地域だけ特殊な要因があるというのであれば、それは必要があろうと思思いますけれども、この地域の独特なものというものは特にないというふうに考えておりますので、押しなべて全国どこでも同じようなサービスを漏れなくしなさいということにならうかというふうに思っております。

具体的に、この中期目標の中におきましても、5疾病に対する必要な医療の提供でありますとか、5事業に対する医療の確保ということを示させていただいているのは、おおむねそういった内容でございます。ただ、最近ですとやはりがんが非常に重い疾病的範囲に入ってきておりますので、まずそれを一番最初に上げさせていただきまして、この地域といたしましては、やはり心疾患、血管疾患が非常に多くございますので、脳卒中や心筋梗塞を上げさせていただいている。さらに糖尿病が非常に重要な課題として上げられておりますので、こういったところをしっかりと押さえさせていただいているということでございます。

ですから、これ以外のところについて、大きく取り上げていないということにはなっておりますけれども、これ以外のことをしないというわけではないというわけでありまして、議員おっしゃったように、この地域の状況を分析した中で、必要とされるものを上げさせていただいているということでありまして、そういう中で、公的医療が担うべき範囲というものをここに上げているところでございます。

そして、この中期目標を示した中で、このテーマに対して病院としてこの目標をクリアするためには、この両市組合からは、こういったことを言われているけれども、病院としてはこういうやり方をすればこれをクリアすることができるとか、この部分については一般的にどこでもやっているやり方をすればクリアできるとか、いや、これはまだ挑戦したことがないけれども、やろうと思ったらこういう新しい取り組みをすればできるというのは、その次の段階での中期計画の段階で、法人側から上がってくるということになりますので、この段階で組合ないしは両市から、こういう特殊なことをしないというようなことをいうものではないということは、ご理解いただきたいというふうに思っておられます。一般的に外してはならない公立病院としての役割を今回お示しさせていただいた。それに対して地方独立行政法人側から、それをクリアするためには、当然公立甲賀病院ですので、地域の状況を十分に分析した上で、それをクリアするための手法として、この公立甲賀病院ならではの取り組みというのは、この後に出てくることになろうかというふうに考えております。

また、地域医療従事者への研修でありますとか、関係機関との連携による地域医療の向上、また両市が構築する地域包括ケアへの支援ということもしておりますので、この地方独立法人自体が独立して勝手に何でもかんでもできるというわけではなくて、当然いろんなところで、この地域医療との連携、両市の行政との連携ということは、今後も出てまいりますので、そういったものも踏まえた上で、今後3月の末にお示しをさせていただいて、4月1日に地方独立行政法人の発足と同時に開かせていただきます臨時会の中で、その法人側から出てきた中期計画について審議をさせていただいて、ご議決をいただくと。その際には、具体的に実施できるような数値目標も入った、そういう計画になってこようかと思っておりますので、議員がご指摘いただいたこの地域に見合ったような形での内容というのは、そのときに出でまいります。もう少しお待ちいただけたらというふうに思っております。

竹若議員  
森議長  
竹若議員

議長。  
4番、竹若茂國君。  
再質問をさせていただきます。

これは、公共団体、いわゆる甲賀市、湖南市の方から出してきたものであるというお話をしました。ただ、やはり湖南市、甲賀市として上げる以上は、一定の分析内容、実際にこういうことがあるからこうしていかなかんよという話になってこないといけないわけで

す。いきなり目標が上がってきてているわけで、ですから今おっしゃったようにどこも、全国一律のような内容になってしまっているわけです。

当然、湖南市、甲賀市それぞれの他にない、滋賀県内でも甲賀市、湖南市は特徴があります。そういう特徴をきちっとこの中で行政として、やっぱり中に入れながら、特にこういうことについて取り組んでいく必要があるのではないかというようなことを目標の中に入れていくべきではないかなと。そんなことが分析をしたというふうにおっしゃっていただいているだけれど、実際にどこまで分析できているのか、その辺がここでは見えてこない。であると計画の中できちっとそれをさせていただくということなんですが、その辺は今おっしゃっていただいた内容を私は信じて、この目標についてはこの段階で仕方ないと思いますけれども、計画の中できちっとそのことは明確にうたっていきながら進めていただくということでお約束をしていただけたらありがたいかと。よろしくお願いします。

森議長

答弁はよろしいですか。

竹若議員

はい。

森議長

他に関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

以上で、今回通告のありました質疑は終わりましたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第7号

森議長

日程第4、議案第7号「滋賀県市町村職員退職手当組合からの脱退について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

議長。

管理者。

谷畑管理者

それでは、議案第7号「滋賀県市町村職員退職手当組合からの脱

退について」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人公立甲賀病院の設立に伴い、平成31年3月31日をもって当該退職手当組合から脱退するというものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

提案理由の説明が終わりました。

議員2名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

初めに、3番、小西喜代次君。

それでは、議案第7号「滋賀県市町村職員退職手当組合からの脱退について」、1点質問いたします。

1つ目の質問は、脱退後の対応と財政負担についてどうなるのかということです。

議長。

事務局、答弁。

3番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

退職手当組合からの脱退後の対応と財政負担についてでございますが、退職手当組合脱退に伴い、本組合が過去から退職手当組合への積み立ての合計額が、平成29年度末の試算では、33億6,700万円となり、その全額が還付される見込みとなっております。

一方、現在の地方公営企業会計基準にて一般的な簡便法による計算が、独法化によりまして、地方独立法人会計基準による原則法に変更となります。外部機関への委託によります退職給付債務計算の結果、平成30年度末での引当額の試算は35億500万円と算出されました。還付額と退職給付引当金との試算差額の1億3,800万円につきましては、内部資金で積み立て対応可能と考えております。つきましては、両市からの財政負担は発生しない見込みでございます。

なお、還付資金の運用につきましては、安全性の高い国債または地方債などで運用する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長。

3番、小西喜代次君。

その差額の1億3,800万、この30年末の期末の引当額が満額ということでの差額だというふうに理解をしたんですが、この1億3,800万を国債なり地方債に充てるというご答弁でしたけれども、その根拠となるような規定等はあるのかどうか、その点について説明をお願いします。

議長。

森議長  
佐井事務局長

事務局、答弁。

ただいまの再質疑でございますけれども、1億3,800万円と申しますのは、退職給付金の退職給付債務の計算と申しますけれども、それで計算した理論上と申しますか、計算の結果が35億500万とございましたので、現在退職手当組合に29年度末、これも試算ではございますけれども、33億6,700万円との積み立て不足という形になる1億3,800万円は、病院の内部留保資金によって補充すると、このような意味の1億3,800万円でございます。

そして、病院の法人となった以後のそういう運用に関しましては、現在諸規定を整備しておりますので、トーマツ監査法人とともに、そういう運用のことも含めまして、規定整理を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

小西議員  
森議長  
小西議員

議長。

3番、小西喜代次君。

要するに、現金としては三十数億あるということですね。ですから、その運用について、国債とか地方債とか、安全なそういう利回りのいいやつでやろうということだと思うんですけれども、しかし、そういういわゆる管理運営、管理の仕方がいいのかどうかということについては、私は少し違うんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、もう少しその辺の、これから規定をつくられるということで、現在はないということなんでしょうか。

議長。

事務局、答弁。

お答えいたします。

現在は国債、地方債はございません。定期預金で運用させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

終わります。

次に、4番、竹若茂國君。

それでは、滋賀県市町村職員退職手当組合からの脱退についてお伺いいたします。

滋賀県市町村職員の退手組合から脱退することになりますと、これは公立甲賀病院独自でこの退職手当を対応していくということになるというわけのようです。先ほど説明あった、小西議員の答弁であった内容で大分わかりました。ただ、要するに今まで滋賀県下の市町村の職員で、ある程度運用がされてきましたが、今度は公立甲賀病院1つになってしまふと、ここで勤めておられる人数

からいうと七、八百人ぐらいの人数でこれを運用していかなければならぬ。今、現在29年で33億円余りあるということですけども、将来これがほんとうに安心して、これが職員さん皆さんが安心してここで働いていけるだけの退職手当の手当てができるのかということになると、ちょっと心配かなというふうに思います。

そういう意味で、小西議員と同じ質問になりますので、1番目の運用については省かせていただきたいと思いますが、2つ目、将来にこれから20年、30年、50年先の運用について、どのような資金計画の検討を持っておられるのか、教えていただけたらあります。

佐井事務局長

森議長

佐井事務局長

議長。

事務局、答弁。

4番、竹若議員のご質疑にお答えいたします。

2点目の20年、40年後の資金計画につきましては、平成27年度から平成29年度の3年間の退職手当実支給額は約4億7,000万円でございます。年平均1億6,000万円となります。この金額相当分に職員の増加分を加算した額を毎年、退職手当引当金として積み立ててまいる予定でございます。

先ほど議決いただきました中期目標を受けまして、これから当院の中期計画を進めていくことになるわけでございます。その中期計画の中には予算、収支計画、資金計画の策定が含まれております。平成31年3月に開催をお願いするところの全員協議会にて、これら資金計画、予算、収支計画等を報告させていただく予定でございますので、ご了承お願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長。

4番、竹若茂國君。

再質問させていただきます。

今、資金の運用等については説明いただいた内容でわかりました。ただ、この退職手当、これは市町村の退手組合から脱退する。今現在、市町村の退手組合の規定、あるいは公立甲賀病院の規定に基づいて退職手当を支給されているわけです。今度独自の退職手当となってくると、内容はどのようになっていくのか、全く変わらないのか、それ以上の内容になるのか、その辺をちょっと教えてください。

議長。

管理者、答弁。

4番、竹若議員の再質疑にお答えをいたします。

現在、一部事務組合であります市町村職員退職手当組合に加入を

させていただいております。この中身につきましては、平成の大合併前の当時の市以外の6市6町、それに各一部事務組合や各団体が入っているというような構成でありますから、ここに入っているから大丈夫とか、大丈夫じゃないということではないということは、まずご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、先ほど申されましたように、この病院だけでもかなりの職員の規模がありますので、この中で退職手当を回していくということは可能なことだというふうに考えております。

また、先ほど小西議員から国債が十分ではないのではないかというお話ではありましたけれども、一般的には、外貨建て債とかいろいろなものに手を出して痛い目に遭っているところも結構ございます。ですから、そういう意味を持って、国債やまた地方債などの安全な中で運用していくというような方向性ではないかなということで、ご答弁を事務局からさせていただいた形になっております。

ただ、この中において、それぞれの処遇とか、またさまざまな条件については、現在のところ、独法化してもえていかないという方針で進めておりますので、そのところについては、ご心配いただく必要はないかというふうに考えております。

また、将来についても、今、当然退手組合でもそうですけれども、将来にわたって退職をしたときに、どれぐらいのものが必要かということに基づいて、現在の負担金率や掛金率を計算していきますので、その計算を常にしていくということで、20年後、40年後はどうかということは、やはり今時点では十分には見えてきませんけれども、それはあくまでも退職される人がいるところから逆算をしてくる。当然その各年度で新たに採用する人もいますので、年度ごとに数値は移動していきますけれども、それは一定の計算式がありますので、その中で回していくことになろうというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

他に関連質疑はありませんか。

議長。

2番、田中喜克君。

1点教えていただければ。今の市町村の退職手当組合からの脱退ということについてですけど、皆さん方の健康保険、これは現在共済の方かと思うんですけど、その分は変わらないことになるんでしょうか、それだけ教えていただきたいと思います。

議長。

管理者、答弁。

2番、田中議員からの質疑にお答えいたします。

森議長

田中議員

森議長

田中議員

谷畑管理者

森議長

谷畑管理者

退職手当組合の方につきましては、法人法に基づいて、当然脱退しなければならないということになりますので、脱退をさせていただくということになります。ただ、市町村職員共済組合や、その他の団体につきましては、現在と同じように継続して加入をさせていただくような形で、今進めさせていただいているところでございます。

森議長

他に関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

以上で、今回通告のありました質疑は終わりましたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第8号

森議長

日程第5、議案第8号「平成29年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について管理者から提案理由の説明を求めます。

議長。

管理者。

議案第8号「平成29年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由のご説明を申し上げます。

病院組合一般会計の歳入につきましては、後方医療機関確保対策負担金2,071万6,000円を含みます2,369万円の負担金を2市より繰り入れいただき、繰越金を合わせて歳入総額2,406万9,068円となりました。

一方、歳出におきましては、議決機関関係経費94万7,636円、執行機関関係経費167万4,455円、監査機関関係経費36万3,775円、衛生費2,071万5,264円、合わせて2,370万1,130円となり、差し引き36万7,938円を翌年度へ繰り越すことといたしました。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げま

す。

森議長

提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員に本決算の監査の結果についての報告を求めます。

田中監査委員

議長。

森議長

監査委員、田中暢太佳君。

田中監査委員

監査の結果をご報告いたします。

平成30年6月26日、植中監査委員とともに監査をさせていただきました。

決算の状況を聴取し、決算書に基づき諸帳簿、帳票類等、預金通帳などを照合した結果、予算の範囲内で適正に処理をされておりましたので、ここに報告し、監査意見とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

森議長

監査の結果についての報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今回は質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了します。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第9号

森議長

日程第6、議案第9号「平成29年度公立甲賀病院事業会計決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

議長。

森議長

管理者。

谷畠管理者

議案第9号「平成29年度公立甲賀病院事業会計決算の認定について」の提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年度は、当院の病院新改革プランを達成するため、病床運営、救急医療、人材確保育成、医師・看護師確保、長時間労働・夜勤看護師確保対策の5つの委員会を立ち上げ、円滑な病院運営への課題を抽出し、対策の検討を重ねてまいりました。

また、地方独立行政法人化に向け移行準備作業を、地方独立行政法人移行準備室を中心に進めました。今後は、甲賀保健医療圏域の救急医療の強化と急性期医療の充実、さらに在宅復帰の支援を進めますとともに、地域包括医療・ケアを支えてまいることいたします。

収益的収支は、新入院患者数の増加と病床の有効活用等によりまして、延べ入院患者数が対前年度比3,775人増加いたしました。病院事業収益全体では108億1,365万3,000円となり、病院事業費用は、給与費で人事院勧告の実施や退職給付余剰金戻入額の減少等もあり増加をいたし、病院事業費用全体では、前年度比3,847万6,000円の増加となりました。

以上の収支結果によりまして、病院事業収支は1億8,870万9,000円の損失計上となりました。前年度経常収支の赤字額は2億5,591万6,000円の損失でしたが、今年度につきましては1億9,206万3,000円の損失となり、赤字幅は対前年度比6,385万3,000円縮小して、医業収入の増加による経営改善の進捗が見られたところでございます。

資本的収支につきましては、収支不足額9億1,929万円を過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

剩余金の処分といたしましては、平成29年度の損失を差し引きいたしました17億2,525万4,265円を翌年度繰越利益剩余金として処理をいたしたい所存でございます。よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明をいたさせます。

提案理由の説明が終わりました。

本件についての詳細説明を求めます。

議長。

事務局長。

平成29年度公立甲賀病院事業会計決算については、決算書に基づきながらご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

決算書の37ページ、収益費用明細書をお開き願います。

(1) 収益的収入及び支出に関する明細について、消費税額抜き額で表示をしています。

1款病院事業収益は108億1,365万2,713円でございました。

1項1目入院収益は、対前年度比較で1億7,676万3,125円増加し、60億3,725万4,721円でありました。入院患者数は、新入院患者数の増加と病床の有効活用などによって、対前年

度比較で3,775人増加いたしました。本院の特徴としましては、主に内科と整形外科を中心とした60歳代から80歳代までの高齢患者さんが大半を占めており、入院診療単価は今年1月から7対1看護基準を維持するため、ハイケアユニット入院料の施設基準をやむなく取り下げ、一般病棟入院基本料に変更したことなどもございましたが、前年度と同額程度で推移し、入院患者数の増加により、入院収益は対前年度比較で3ポイントの増加となりました。

2目外来収益は、対前年度比較で3,184万9,874円増加し、29億5,047万7,853円でございました。外来患者数は、紹介・逆紹介による病診連携を推進していることもあり1,660人減少し、対前年度比較で0.7ポイント減少となりましたが、外来収益は外来診療単価が227円増加し、対前年度比較で1.1ポイントの増加となりました。

なお、病院事業収益全体に対する1項医業収益の占める比率は87%となり、前年度数値の85.7%から1.3ポイント増加でございました。

ページを戻っていただきまして、決算書29ページをお願いいたします。

(口) 地域別利用患者数状況でございます。甲賀市の1日平均入院患者数は236.8人となり、対前年度比較で5.4人の増加が見られました。一方、湖南市の1日平均入院患者数は52.2人となり、甲賀市と同じく5.5人の増加でございました。甲賀市の1日平均外来患者数は676人となり、対前年度比較で9.6人の減少が見られました。一方、湖南市の1日平均外来患者数は144.3人となり、甲賀市とは反対に2.4人の増加でございました。

同じページの下の段に、(ハ)病床利用状況がございます。許可病床数413床に対する全病床利用率は81.7%となり、対前年度比較で2.5ポイント増加となり、病床機能別の病床利用率は、一般病床295床が81.7%、回復期病棟に分類の回復期リハビリテーション病棟46床が85.5%、地域包括ケア病棟52床が83.3%の利用状況となりました。

なお、注意書きにもございますように平成30年1月からICU病床は、一般病床として稼働しておりますが、看護職員体制が準備でき次第、ハイケアユニット入院医療管理料1の施設基準を再度、取得する方針でございます。

ページを進んでいただきまして、37ページをお願いいたします。

2項医業外収益、2目他会計負担金6億7,519万4,000円は、甲賀市と湖南市の一般会計からの繰入負担金でございます。収

益的収入の他会計負担金の内訳は、病院事業分が6億2,469万9,000円、移転新築整備事業分が5,049万5,000円でございました。

なお、収益的収入に係る病院事業分と移転新築整備事業分の繰入負担金に、甲賀看護専門学校分の繰入負担金と資本的収入の他会計出資金を含んだ両市からの繰入負担金総額の明細につきましては、先のページでございますが、49ページをおめくりいただきますと、各項目別に区分表示をいたしております。

平成29年度における両市からの繰入負担金総額は10億2,278万3,000円でございました。

続きまして、38ページをお願いいたします。

3項居宅介護事業収益は1億4,900万4,669円でございました。居宅介護事業収益の内容は、在宅療養を支援する訪問看護ステーションと訪問リハビリテーションの事業収益が大部分を占めています。当院の訪問看護ステーションの特徴は、1点目として、利用者の割合において、医療依存度の高いケアを必要とされる利用者が多数を占めておられるという現状があること、2点目には、甲賀保健医療圏域全体を訪問対象エリアとして、広範囲にわたる訪問活動を展開していることが上げられます。.

居宅介護事業の中心となります訪問看護と訪問リハビリの運営状況は、訪問看護ステーションの実利用者数が、前年度の256人から18人減少して238人となりました。訪問リハビリテーションの実利用者も、前年度の214人から7人減少し207人となり、両方とも利用者が微減となりました。

なお、訪問リハビリの実施単位数は、前年度の1万4,511単位から29単位増加して1万4,540単位になり、業務取扱量が微増しております。

ページを先に進ませていただきまして、50ページをお願いいたします。

甲賀看護専門学校事業は、甲賀市、湖南市から運営費を全額ご負担いただいておりますが、平成29年度分の負担金精算額16万4,935円は、当年度末における収支余剰金として両市に返金させていただきました。

ページをお戻りいただきまして、40ページをお願いいたします。

病院事業費用についてのご説明をさせていただきます。

1款病院事業費用は110億236万2,417円でございました。対前年度比較では3,847万6,944円増加しております。

1項医業費用は102億1,158万2,815円でございまし

た。病院事業費用の中に占める医業費用の割合は92.8%でございます。

1目給与費は56億4,817万3,532円でございました。対医業収益比では60%となり、対前年度比較では0.2ポイント減少いたしております。平成30年度においては、更なる収益増加の対策として、現在、救急車及び救急ヘリの受け入れ強化を図っておりますが、今後も収益向上を伴った給与比率の低下を目指し、経営改善を推し進めることが重要と考えております。

ページをお戻りいただきまして、20ページをお願いいたします。

20ページから21ページにかけては、年度末職員数でございます。

平成28年度末との比較では、常勤換算におきまして、医師は0.9名の減員、看護職員は13.9名の減員、そのうちの過半数は非常勤職員であり、医療技術員も2名の減員など、医療系職種が減少し、合計では対前年度比較で12.3名の減員となっています。対応としては、介護福祉士4名の増員により、看護師の負担軽減を補う対応を図ってまいりました。

今後も医療の質向上と収益向上に向けた経営改善を推進するためには、医師・看護師確保対策が最重要課題であると考えております。

ページを先に送っていただきまして、41ページをお願いいたします。

2目材料費は20億1,861万7,379円でございました。

1節薬品費11億8,199万7,203円につきましては、現在も先発医薬品から後発医薬品へ切りかえを進めるなど、購買費用の縮減に努めています。しかしながら、マスコミ報道にておりましたとおり、オプジーボ等の高額な抗がん剤使用が、全国的にも医療費増加の一因となってございます。当院も対前年度比較では2.7ポイントの薬品費増加となっております。

3節給食材料費40万3,008円は、大規模災害時における入院患者向けの備蓄食品の更新費用でございます。なお、毎日給食で配膳しております患者給食材料は、平成21年度から、委託業者が患者給食材料を持込み、調理する方式の業務委託方式を導入しております。患者給食材料費は委託費の中に含んだ形で計上しております。

続きまして、3目経費は14億2,547万162円でございました。

次ページに移らせていただきまして、14節委託費は9億6,381万9,976円となりました。委託費の対医業収益比は、平成28

年度が10.4%、平成29年度が10.2%となり、対前年度比較では0.2ポイントの減少となっております。備考欄に記載の委託業務名を契約金額の高い順に申し上げますと、設備管理、医事、患者給食、清掃、検査の順となります。

次に、43ページをお願いいたします。

6目研究研修費は4,490万7,789円でございました。

2節図書費は1,465万6,199円となり、日進月歩の医学・看護・医療技術などの研鑽のために、必要な図書購入を行いました。

4節旅費は1,929万3,077円となり、学会での研究発表や研修会で、最新の医療を習得するために参加を要した旅費でございます。

次に、44ページ、2項医業外費用でございます。

2目修学資金は3,655万円で、看護学生に対し、返還免除規定のある修学資金として、月額5万円を貸与し、修学支援を行っております。

3目雑損失は、平成29年度における消費税雑損失でございますが、病院の保険診療分の消費税に係る税制上の取り扱いは、消費税制度発足以来、非課税扱いでの処理方式に定められており、これから、非課税売り上げに対する仕入税額2億6,306万9,894円の消費税を雑損失で計上しております。

次に、同じく44ページ、3項居宅介護事業費用は1億7,344万8,560円でございました。居宅介護事業の全体収支は2,444万3,891円の赤字となってございます。当院の訪問看護ステーションは、病院併設事業として、医療依存度の高い在宅患者さんの利用者数が、甲賀保健医療圏における他の訪問看護ステーションと比べて比較的多いという特徴から、訪問する看護師に対しては、高いスキルと豊富なキャリアが求められる側面がございまして、常勤職員の配置比率が高くならざるを得ない状況も赤字要因の1つであると分析をいたしております。

今後の甲賀保健医療圏における居宅介護事業は、地域のニーズにお応えするべく、さらなる地域連携と機能分担が必要になってくるものと考えております。

次に、45ページをお願いします。

4項保育所費は5,218万7,240円でございました。この費用は、病院内保育所運営費補助金、病児・病後児保育設置促進事業費補助金、構成2市からの負担金、利用者からの保育料などの収入で、保育所運営を賄っております。

院内保育所「ひまわり園」は、当院に勤務する医師、看護職員、

その他職員の子供を保育対象者とし、保育対象年齢を0歳児から4歳児までとした上で、24時間体制による保育所運営を行っております。平成29年度の年間保育園児の総数は4,541名、1日平均で、約14名の利用となり、夜間保育の利用者数は、年間49名でございました。

また、平成25年10月からは当院職員以外にも、甲賀市、湖南市内の医療機関に勤務する看護師などを対象とした、病児・病後児保育も実施をしております。

次に進ませていただきまして、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。平成29年度は、起債申請の実績がなかったことによりまして、企業債による借り入れの発生はございませんでした。

企業債に関しましては、52ページをお開き願います。

平成29年度末の企業債の明細を表示しております。平成29年度末の企業債未償還残高は81億1,146万3,721円でございます。

ページを決算報告書に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

資本的収入の総額は2億5,809万4,292円でございました。

資本的収入の内訳は、他会計出資金の2億4,904万625円を主として、国・県補助金270万円、固定資産売却代金464万6,667円などでございました。

続いて、4ページをご覧願います。

資本的支出の総額は11億7,738万4,596円でございました。資本的支出の内訳は、建設改良費で医療機器整備などに4億2,265万9,828円と企業債償還金に7億5,452万9,768円でございました。

次に、5ページをお願いします。

平成29年度の損益計算書を消費税抜き額で表示しております。

6ページのとおり、平成29年度の病院事業会計決算の経常損失は1億9,206万37円、当年度純損失額は1億8,870万9,704円となり、病院事業収支の対前年度比較では6,720万6,580円の収支改善となりました。これによりまして、平成29年度末における未処分利益剰余金は17億2,525万4,265円を計上させていただいております。

次に、8ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書案でございます。先ほどの当年度未処分利益剰

余金17億2,525万4,265円は、平成30年度繰越利益剰余金として計上させていただきたく、お願いするものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

10ページの1行目、2、流動資産、(2)未収金、(イ)医業未収金の(B)窓口未収金は1億1,471万8,777円でございました。前年度末よりも366万1,499円減少しております。

会計監査時に、両監査委員からいただいた指導内容としましては、窓口未収金の早期回収対策の推進並びに回収不能な不良未収金を適切に経理処理すべきとのことでございました。これらの対策としましては、電話、文書等での督促のほか、自宅訪問などを行っているところでございます。今後も、未収金の発生防止と早期の未収金回収の推進を実施し、回収不能が確定した場合には不良債権の整理に努め、健全な資産計上を図ってまいりたいと考えております。

目下のところは、監査法人トーマツと独法化後の財務規程作成作業を行う中で、あわせて未収金対策に向けての仕組みづくりを、他の先行独法病院事例を参考にしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上をもちまして、簡略ではございますが、平成29年度の病院事業会計決算の概要につきましての事務局説明とさせていただきます。

提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、ここで監査委員に本決算の監査の結果についての報告を求めます。

議長。

監査委員、田中暢太佳君。

監査の報告させていただきます。

平成30年6月26日、植中監査委員とともに監査をさせていただきました。

公立甲賀病院事業に係る平成29年度の決算について、地方公営企業法第30条第2号の規定により、監査した結果を、次のとおり報告いたします。

平成29年度公立甲賀病院事業会計決算について、予算執行状況、会計処理及び経営状況全般にわたり監査を実施いたしました。

国内の急速な人口変化を背景に、地域医療構想の軸として将来の医療・介護需要を見据えた医療計画が進められています。当院では、5つの委員会を立ち上げ、円滑な病院運営の課題の抽出と対策の検討を重ねることができ、経営改善に取り組み、加えて平成31年4月の地方独立行政法人化に向けては、独法準備室を中心とした準備事務を進めています。平成30年度においても、甲賀保健医療圏における

る急性期医療の充実と在宅復帰への支援を図りながら、健全な経営が達成されることを期待します。

運営については、収益的収支の収益面で入院診療単価が69円と若干減少するものの、延べ入院患者数が対前年度比3,775人増加し、入院収益は対前年度比1億7,676万3,125円、3%の増加となっています。延べ外来患者数は、対前年度比1,660人減少したものの、診療単価が274円増加し、外来収益は前年度比3,184万9,874円、1.1%の増加となっています。病院事業収益全体では、対前年度比1億568万3,524円、1.0%の増加となっています。

予算と前年度の比較は、ご参考にしてください。

次のページに移りまして、費用面においては、給与費が人事院勧告の実施等から、対前年度比1億2,691万6,091円、2.3%の増加、材料費は入院・外来収益の増加に伴い、対前年度比3,985万9,070円、2.0%の増加している一方で、減価償却費を含めた経費等は減少しました。

病院事業費用全体では、前年度比3,847万6,944円、0.4%の増加となっています。

結果として、医療収支では7億9,989万1,104円の損失、経常収支では1億9,206万3,037円の損失。病院事業収支では1億8,870万9,704円の損失を計上しています。経常損失を対前年度で比較すると、赤字額は縮小し、経営改善の努力が見られました。今後も引き続き独法化に向けた経営改善の努力が必要であります。資本的収支については、収入において両市からの繰入金である他会計出資金、他会計負担金を受け入れ、支出において建設改良費や企業債償還の支出を行っています。財政状況においては、資金不足を生じておらず良好な財政状態です。

平成29年度公立甲賀病院事業会計決算書に基づき、予算執行額及び各決算額について監査を実施し、状況聴取を行った結果、本決算については正当なものと認めます。

なお、公立甲賀病院事業の運営に関しまして、以下について要望いたします。

1つ、病院事業という性格上、利益最優先というわけにはいかないが、赤字という収支実績を評価の上、収支構造を明確にして収支意識を強く持ってほしいと思います。

2つ目、当年度実績と予算及び前年度実績を比較し、その再分析を行い、評価すべき点と反省すべき点を明確にし、次年度以降の事業活動に活用すること。

3、次年度から現在の月次の実績周辺で読みかえて、四半期単位での当年度実績、予算、前年度実績を併記した資料に変更し、なるべく早い時期に実績の進捗管理や再分析を行い、活動の修正案リカバリーが反映できるようにすることを検討すること。

4、予算や事業計画を、まずは部門組織に落とし込み、責任体制を明確にすることを検討すること。

5、窓口未収金については、回収のための情報収集に努めるとともに、損金処理のルールを明確にすることにより、適正な資産管理を行うこと。

以上でございます。

森議長

監査の結果についての報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議員 1名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番、小西喜代次君。

小西議員

それでは、議案第9号「平成29年度公立甲賀病院事業会計決算の認定について」、全体としては、この決算報告書の中にも書かれていますが、決算全般については、病院事業会計、この13ページのところに概況報告が総括的に述べられています。その上に立って、以下5点質問いたします。

1つ目は、公立甲賀病院の新改革プランでは、経営の効率化について、財務に係る数値目標などが示されています。当年度29年度にこのプランで力点を置いた点、そしてまた、具体的な成果や課題、数値目標との関係で、どういう評価をされたのかと。その点では外郭的な評価をされていますので、その裏づけとなる、そういう評価においてお示しいただきたいというふうに思います。そしてまた、この29年度決算から見て、今年度30年度や、その次に生かすような経営改善の課題についても、改めてお伺いをいたします。

2つ目は、一般的に医療経営で活用されている経営指標として流動比率などの安全性の指標や収益性の指標、また、医業費用の分析や医業外費用分析、医業収益分析、労務費関係指標、こうした分析の指標が、一般的な医療経営の中で示されているわけですけれども、これについての当公立甲賀病院の経営において、必要な経営指標とその評価についてお伺いをいたします。

3つ目は、他会計負担金については、先ほど紹介がありました。それで運営されている救急、高度医療、周産期医療などのいわゆる不採算部門ですけれども、この部門別の実績、分析を示していただきたいというふうに思います。

4つ目は、この決算書の支出の1款1項3目14節委託費につい

てです。先ほど多い順番にご説明をいただきましたが、その他として5,367万8,000円の決算が示されています。その他の主なものについて示していただきたいというふうに思います。

5つ目ですが、先ほど決算監査報告いただきました。この中で要望事項として5点挙げられています。もう少し詳しい説明をいただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

佐井事務局長

森議長

事務局長

議長。

事務局、答弁。

3番、小西議員の1点目から4点目までのご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の公立甲賀病院新改革プランに関するご質疑についてでございますが、平成29年度は、平成28年度末に策定をいたしました病院新改革プランを実施するため、病床運営、救急医療、人材確保育成、医師看護師確保、長時間労働・夜勤看護師確保対策の5つの委員会を立ち上げ、円滑な病院運営への課題を抽出し、対策の検討を重ねてまいりました。

具体的な成果と課題といたしましては、病床運営では、地域包括ケア病床、回復期リハビリ病床の効率的な運用を進めるも、病床利用率は81.7%となり、1.4ポイント未達となりましたが、平均在院日数は11.4日と、ほぼ目標値に近づけることができました。人材確保育成では、人事評価制度の導入、人材育成支援プロジェクトの開催などを行ってまいりました。長時間労働対策では、超過勤務の多い職員への医師による面談や、病院勤務医師の負担軽減策としまして、14名の医師事務作業補助者を配置しております。

力点を置きました点として、病床利用率を上げ、平均在院日数の短縮を図り、入院診療単価を上げることで、入院収益増加を目指してまいりました。経常収支比率の目標値99.7%に対し、決算では98.3%となり、若干1.4ポイント下回った結果となりました。

また、経費削減策としましては、値引き価格交渉コンサルタントとの共同により、平成29年度は、外注検査費用1,645万円、診療材料費2,307万円減額が可能となり、前年度より費用を削減することができました。

今後に生かす経営改善の課題といたしましては、収益確保の面において、救急患者さんの受け入れ強化などによる入院患者数の増加に努め、診療単価の上昇を図ってまいることが必要であると考えております。一方、費用面におきましては、経費削減が必要であり、そのためには費用全般にわたり価格交渉を引き続き実践していく方

針でございます。

次に、2点目のお尋ねにつきましては、平成29年度実績での安全性指標は、流動比率が564.1%、資金不足比率はマイナス51.6%で、不足率は経営健全化基準の20%以下となっており、非常に健全な状態を保っております。収益性指標としまして、総務省の平成28年度版地方公営企業年鑑の経営分析に関する調べで、経営規模別の400床以上500床未満の病院全国平均と当院の平成29年度実績とを比較いたしますと、医業収支比率は92.2%、経常収支比率は98.3%となっております。全国平均値比較では、医業収支比率は4.1ポイント上回り、経常収支比率は1.6ポイント上回っております。

医業収益分析といたしましては、1日平均入院患者数プラス9.3人、1日平均外来患者数プラス132.1人、一般病床利用率プラス5.3%で、当院が全国平均値を上回っております。一般病床の平均在院日数は、全国平均値よりもマイナス1.6日短縮できております。医業収益は、入院収益、外来収益、その他収益とも増加しております、医業収益全体では前年度比2.5ポイント増となっております。

しかしながら、患者1人1日当たりの診療収入では、入院では2,162円、外来では612円、全国平均値を下回っておりますので、今後も入院患者数の増加と施設基準の新たな取得などにより、診療収入を上げていく必要がございます。労務費関係指標としまして、人件費比率は60%となっており、全国平均値では55.3%となり、4.7ポイント上回り、医師などの職員増や人事院勧告の実施などにより、人件費比率が上昇しております。つきましては、医業収益の増加によりまして、人件費比率の改善を目指してまいりたいと考えております。

次に、3点目の他会計負担金につきましては、地方公営企業法第17条の2に規定されております「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、および、その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」と定められております。毎年度総務省から出されます繰り出し基準の通知を参考に、両市担当課と協議の上、財政状況が大変厳しい中、繰り入れていただいているところでございます。繰り出し基準の中で、不採算部門として位置づけられている救急医療、高度医療、周産期医療に、両市から実績に基づいてご負担をいただいております。

本院の救急医療体制といたしましては、土日祝日の日直帯は内科系2名、外科系1名の医師、小児科医師1名、看護師4名、医療技

術員3名、事務員4名の体制をとっており、宿直帯は医師2名、看護師3名、医療技術員3名、事務員4名、ほかに緊急時の待機要員としまして医師、看護師、医療技術員を配置させて救急医療に対応しております。平成29年度の救急受け入れ実績は2万370人で、うち救急からの入院は2,724人、13.4%でございました。なお、救急車による搬送件数は2,940件、ドクターヘリは13件でございます。

救急に関する繰入金の算定には、救急医療に対応する先ほどの職員に係る人件費及び救急入院に必要となる空床確保経費をご負担いただいております。高度医療の繰り出し対象といたしましては、血管内治療、放射線治療、MRI検査、スペクトル検査に対応する医師、看護師、放射線技師、事務員に係る人件費及び機器に係る保守費用などの経費、材料費についてご負担をいただいております。

なお、平成29年度の実績は、血管内治療件数は833件、放射線治療件数は3,386件、3テスラMRI検査件数は3,152件、スペクトル検査件数は172件でございました。

周産期医療の繰り出し基準の算定対象といたしましては、妊娠22週から出生後7日未満の妊娠、分娩にかかる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことを指しております。

当院の実績では、平成29年度の分娩件数265件となっておりますが、新生児入院患者数は162件となってございます。周産期医療に携わる医師、助産師、看護師などの人件費及び経費、材料費に対しましてご負担をいただいております。

以上の救急、高度医療、周産期医療は、いずれも不採算部門でございますが、甲賀保健医療圏域における地域住民の医療提供体制の低下を来さぬように、両市のご負担を仰ぎながら、医療の質を確保していくかねばならない公的病院の重要部門であると考えております。なお、地方独立行政法人化後も、より一層の充実した体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のお尋ねでございますが、平成29年度決算での病院事業費用の医業費用の経費の中で、その他として、301件の合計5,367万9,000円のうち、1件当たり100万円以上の委託費案件が9件ございます。9件の内訳といたしましては、独法化支援業務料1,140万円、価格交渉コンサルタント委託料1,040万円、病院敷地内植栽管理委託費550万円、医療情報システム導入支援500万円、経営改善コンサルタント490万円、不動産鑑定業務192万円、人事評価支援業務140万円、放射線個人線

田中監査委員  
森議長  
田中監査委員

量測定業務 132万円、病院フェスタ運営管理業務 101万円でございます。その他 100万円以下の委託費案件といたしましては 292 件で 1,081万5,289円を支出しております。ただいま申し上げました内容につきましては、本日お手元に資料として配付しておりますので、ご参考にご覧いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長。

監査委員、答弁。

3番、小西議員の5つ目のご質疑にお答えいたします。

公立甲賀病院が甲賀保健医療圏人口 14万人の生命と健康を守る中核病院として、災害医療、救急医療をはじめ 5 疾病 5 事業等、地域に必要な医療介護等を担っていただいていることに対しましては、まずは感謝を申し上げます。

決算監査報告書の要望事項の詳細につきましてでございますが、1番目は、収支意識を強く持つということ。

病院という社会貢献性の強い業種の上に、地域住民の医療・福祉に寄与し、民間が手を出さない、出せない不採算な医療においても担うべく公立である当院は、利益優先の考え方にはそぐわないと思っています。しかし、赤字決算については、数値を細分化して収入支出要素を分析・把握し、原因を明確にすることで、次年度の課題解決に反映させが必要であると考えております。これからも継続的な分析に注視することを望むものであります。

2番目は、予算と実績の比較分析をすること。予算は当該年度の定性的計画を数値面から裏づけるものであり、事業活動計画の両輪であると考えています。その年度経過の中で、昨年度の同期実績も比較しながら当期の運営状況の推移を分析し、目標に向けての課題解決を今後も継続してほしいと望むものであります。

3番目は、資料変更について、当年度の実績と前年度の実績、さらに予算を比較検討しやすい資料を作成し、活動の分析がタイムリーに反映できる様式に変更することを検討願いました。

4番目は、責任体制の明確化であります。予算による目標に向けての活動成果について、その進捗管理を個々の部門に振り分けることにより、その課題が小さくなり、数値のフォローがしやすく、その管理責任も明確になると考えております。当院は、毎年各部門が目標を定めることにより、活動を進めていますが、そんなような中の責任体制づくりを検討するよう願いました。

5番目は、窓口未収金について、生活困窮者等への治療費回収には大変困難な状況であると報告を受けています。今後も患者さんの

小西議員  
森議長  
小西議員

環境や事情等の情報を得ながら、社会資源の有効な活用も踏まえ回収に努力願うとともに、欠損しなければならないルールのもとに処分することも必要であると理解するものであります。

以上でございます。

議長。

3番、小西喜代次君。

ありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

1つ目の経営評価の指標のところですけれども、先ほど救急についても力を入れるというようなことも言われていました。この件について2つ聞きたいんですけど、現在いわゆる救急、これの申し込みがあったときに、どういう表現をされるのか、私はわからんのですけども、いわゆる断る率というのは、大体どれぐらいというふうに掌握してされているのかどうかということと、今後それについての対応策、先ほど強調されましたけども、どのような体制上の強化をされているのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

その次は、いわゆる経営指標について詳しいご説明をいただきました。私はここで注目したいのは、いわゆる医業収益に対する人件費ですよね。60%ということでしたけども、全国平均からいえば大体55から56というようなところですけども、そのほかに派遣やまた業務委託等でのいろいろな物件費に含まれる部分もあると思うんですけど、これは他の医療機関、自治体病院でも同じようなことをやっていますので、その点でいえば、私は高いのが悪いという意味で言っているんではなくて、この高い比率を上げるためにはどうするかというのは、先ほど事務局長が言われましたように、分母を増やすということはやっぱり鍵じゃないかというふうに思っていたんですけども、まさにそのとおりの努力をされているということをいただきましたので、ここは非常に安心をしているところです。その点で、体制上の問題等で課題があれば、お答えいただきたいなというふうに思っています。

それから、他会計負担金のところで詳しいご説明をいただいたんですけども、これは数値であらわせないのかなと。救急で幾ら、高度で幾ら、周産期医療で幾らというような、そういうデータのとり方はされているのか。されているんであれば、数字で示していただければありがたいなというふうに思います。

それから、委託費のところで資料を提出いただきました。この中で例えば経年的に当然のことながら委託するというのは多く含まれていると思うんですけども、例えばもう一定の事業が終わったので、

これは29年度でもう終了、例えば29年度と30年度で終了と、そういう委託費については何かというのを示していただきたいなというふうに思います。

それから、5番目のところで監査委員さんの方から詳しい説明をいただきました。私はこれを質問させていただいたのは、この要望書を見ますと、かなり厳しい、事務当局が対象になるかと思うんですが、要望をされていると。要望されているということですから、そういう実があるということが大前提だというふうに思うんですけども、昨年の監査意見では、大まかな話がされていて、管理体制を確立するとか、経営改善、効率的なことをやってると。

共通しているのは、未収金の問題については、昨年度28年度の決算のところでも未収金については取り上げられているんです。

そこで2つ聞きたいんですけども、この監査委員さんの要望についての受けとめですけども、もし管理者において発言通告していませんので、この受けとめについて、どのように受けとめられたのか、もしお答えいただければありがとうございますのと、この要望を受けて、いわゆるどういう対応をされたのか。これはどなたか対応できる方にお願いしたいというのと。とりわけ先ほど事務局長の答弁の中ありましたように、未収金については、かなり力を入れて取り組まれているということです。しかし、なかなかそれがうまくいかないというのも、私はよくわかるんですけども、その点でいわゆる未収金問題について特別にどういう手立てをとろうと考えておられるのか、その点についてもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者、答弁。

谷畑管理者

3番、小西議員の再質疑にお答えをいたします。

監査委員がお替わりになられたということで、監査内容が少し変わったという点についてのご質疑でございます。

今回のご質疑で、監査委員からのご指摘につきましては、一々ごもっともだというふうに考えておりまして、常からも正副管理者からも事務当局に対しては、そういう指摘もさせていただいているものについてもご指摘をいただいているということで、非常に恐縮をしているところでもございます。

とりわけ赤字決算についてということでありますけども、現在病院といたましても、先ほどご説明をいたしましたように、まず経常収支、また医業収支とも赤字の状況であります、今、全力でこれを黒字化にもっていかないかということで、取り組ませていただ

いております。ただ、今年度につきましては、前半において入院患者、また外来患者数とも少し減少しておりますので、昨年度平成29年度並みにもっていけるかどうかというの非常に難しいわけであります。まず入院患者数を増やしながら、先ほど議員おっしゃったように、母数を増やしながらこの経営改善に努めてまいりたいというふうに考えているところでもございます。

ただ、そういった中で、それぞれ例えば委託の内容でありますとか、また診療薬品費の内容でありますとか、そういったところにつきましても、それで検討を加えながら減少をさせていくという必要もあるうと思っておりますし、さらにはその予算と実績の比較分析をしながら、また過年度との比較分析をしながら、タイムリーにこれを反映していくなければならないということにつきまして、昨年度の県外研修の中においても、学んできたところでありまして、こういったところについて反映をしていく必要があるというふうに考えているところでもございます。

さらに、各予算体制、予算の執行についての責任体制の確立につきましても、これまでからも各部門ごとにさまざまな取り組みをしておりまして、この部門ごとに監査委員がおっしゃっていたように、この予算管理ということについても、それぞれ責任を持ってもらひながら取り組んでいただくということも重要なことだというふうに考えております。

また5点目の窓口未収金につきましては、これまでからも指摘をいただいております。ただ、医療法がございますので、応召義務があつて、その患者さんが支払いできるかどうか不明な中で応召をいたしますので、その後の未収が発生することは一定仕方がないところだと思いますけれども、その後の未収の回収につきまして、例えば外国籍であれば、もう追いかれないとところもあつたりもいたしますので、そういったところについて監査委員さんのご指摘のとおり、それを落としていくようなルール化ということも、今後は必要になってこようかと思いますので、こういったことも事務当局には検討を指示してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長。

事務局、答弁。

お答えさせていただきます。

まず、救急について力を入れていくというご要望をいただき、現在の救急の体制でございますが、受け入れ拒否といいますか、受け入れられなかつたパーセンテージのご報告をさせていただきたいと

佐井事務局長  
森議長  
佐井事務局長

思います。

今年4月から救急室のほうに専門の救急医に赴任をいただきまして、現在断り率を4月から5%を切って4%台が続いておりました。それで今年9月に至りましては、1%台まで低下をいたしておりますので、顕著にその改善結果が出ていると、このように考えております。

それから、2点目にご質問をいただきました人件費比率でございますけれども、財政上の課題といったしましては、やはり診療単価を上げること、これが肝心かなめでございます。ハイケアユニット加算のことは、先ほど申し上げましたけれども、あとDPC体制をとっておりますので、DPCの分析、こちらをしっかりと力を入れて、平均在院日数の減少と相まって、病床稼働率が下がることではいけませんので、新入院患者数の確保するといったところを総合的にしっかりと経営改善を進めてまいりたいと、このように考えております。

それから、他会計負担金のお尋ねでございます。3点目でございますけれども、救急医療に関しましては、繰入額といったしまして1億7,974万3,000円と。それから高度医療（その他）といったしまして1億6,376万1,000円、高度医療（周産期）といったしまして6億5,331万7,000円でございます。

あと、49ページの金額は、それ以外のものも足し込んだ数字となっておりますので、ご了承をお願いいたしたいと思います。

それから、委託費に関するご質疑でございます。1年だけで終わる委託業務名はどれかとおっしゃっていただいたと思っております。決算書の31ページをごらんいただきますと、この中で、経営改善支援業務委託契約というのがございます。529万2,000円、日本経営、こちらは単年度限りでございます。

それから、一番最後に独立行政法人化支援業務とございます。トーマツでございます。こちらは29年度に引き続き30年度も継続でございますけれども、こちらにつきましても、2年間で終わる委託でございます。

先ほどの100万円以下のお話もさせていただいたところでございますけれども、こちらにつきましては、価格交渉のコンサルタント委託業務1,040万でありますとか、経営改善は先ほど申しましたので、不動産関連業務、それから人事評価支援業務、この辺のところも単年度で完結する委託業務でございます。

それから、未収金に関する5点目のご質問でございますが、特別な方策といったしましては、議員さん方と一緒に議員研修に行かせて

いただき、そちらの病院情報もいろいろ聞かせていただきましたけれども、県民性であるとか地域性があるのかなというふうなことも思うわけでございますが、滋賀県はわりと総じて多いのかなというところで、公立病院という性格上、どうしても、どのような環境の患者さんでありますても、やはり受け入れ拒否はできませんので、そういう事情があるかと思いますけれども、今後としても、未収を発生しない、いわゆる瀬戸際で止められるように、やはりしっかりと管理をすること。それからどうしてもいろんな諸事情があるのかわかりませんけれども、少額訴訟であるとか、そういう場合によっては考えていかねばならないのかなと。悪質性があるようなものにつきましては、やはりそういうこともにおわせて、未収の発生防止に努めていければなど、こんなふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長。

3番、小西喜代次君。

ありがとうございます。

1つだけ、未収金の問題というのは、私は未収金の回収をどんどんやれというふうに、そういう尻をたたくといいますか、そういうことを言う立場で言っているんではなくて、未収金にはやっぱりそれなりの理由もありますし、個別の理由や、それからまた医療機関ですから、未収金があるから、あなたは診療できないよというようなことは絶対できないというふうに思うので、当然のことですけど。

そういう意味では、発生する背景について、十分その回収のときもご配慮いただいて、それで解決に向けていくというようなことでの対応をぜひお願いしたいということを要望して、質疑の方を終わらせていただきます。

他に関連質疑はありませんか。

議長。

2番、田中喜克君。

ちょっと2点だけ教えてください。通告していなくて申しわけありません。

決算資料の中で12ページで、地域別患者数の推移というのがあるんですけども、2013年から2017年に外来で甲賀市が6,000人減という、年にすると1,200人ずつ減っているんですけど、甲賀市内の中で何か医療環境が変わったのかどうか、わかれれば教えていただければありがたいと思います。

それと、構成する自治体での甲賀市、湖南市での負担金をしてお

るんですけど、現在甲賀市の住民の方が患者として70%、外来も入院もですけれど、それから湖南市さんが15%、他の市町が15%という状況になっているんですけど、負担金も計算していただく場合については、先ほどもご案内があったように、救急とか、そして高度医療等々での積算基礎があるかと思うんですけども、現在の状況の中で、負担金が患者等によって大きく変化していくのかどうか。仮にも今人口での計算をやられているんですけど、利用者数によって、独法になりましたら、そういうことも加味する形になるかどうかだけ、わかれば教えてください。ありがとうございます。

佐井事務局長  
森議長  
佐井事務局長

議長。

事務局、答弁。

それでは、お答えさせていただきます。

最初に、甲賀市の外来患者数が減っている理由のお尋ねだったかと思うのですけれども、こちらに関しては、明確ないわゆるマーケティング分析をしているわけではありませんけれども、病診連携、紹介・逆紹介、そういうことも前提に置きながら、特に、一定の治療を行った後は、地元の先生方にお世話になるという方針で進めています。それからまた、第二名神も開通しておりますので、その間にやはり道路ができることによって患者の流れも一部変わってきてているかなと、そんなことも、今あくまでも想像の域ではございますけれども、そういうことではないかなというふうに考えております。

それから、2点目の繰入額等の件でございますけれども、やはり人口減少ということ、利用者数の減少、そういう人口動態に照らしまして、繰入額の算出根拠にもなっておりますので、影響はあると考えております。しかしながら、また現在、独法化を目指す中で、両市の担当部局と病院の組合の担当部局の間で、新たな算定の試みを現在構築中でございますので、今後とも両市とのご相談をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

他に関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、今回通告のありました質疑が終わりましたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

森議長  
森議長  
森議長

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手全員)

森議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

会議途中ですが、暫時休憩とします。再開は3時30分からいたします。

(休憩) 午後3時21分

(再開) 午後3時30分

森議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長より発言訂正の申し出がございましたので、これを許可いたします。

議長。

事務局長。

さきほど、2番、田中喜克議員の方からご質疑をいただいた件で、私が、1桁間違っておりますので、訂正をさせていただきたいと存じます。

失礼いたしました。小西議員さんです。申しわけございません。たびたび失礼いたします。

周産期医療のところでございます。高度医療に占める周産期医療のところでございまして、私、「6億」と申し上げましたが、1桁違っております、「6,531万7,000円」でございます。申しわけございませんでした。よろしくお願いします。

森議長 ただいまの発言訂正是議長においてこれを許可いたします。

## 日程第7 一般質問

森議長 日程第7、一般質問を行います。

通告順に、順次、発言を許します。

初めに、3番、小西喜代次君。

それでは、一般質問を行います。

大きく2つの項目であります。総括ですよね、質問はね。

1つ目は、地方独立行政法人化に向けての準備状況についてです。昨年12月の臨時会で地方独立行政法人への移行が方向づけられました。そのときの討論でも、私は法人移行に関して、住民、患者、議会などへの十分な説明と理解、労働組合との十分な協議、公立病院としての役割の維持や民主的運営、議会、そして市民との関与、

チェック機能などについて懸念と指摘をいたしました。現在、来年4月の地方独立行政法人設立の準備が進められています。こうした昨年12月の議論も含めて、現在の準備状況について、以下4点質問をいたします。

1つ目は、移行準備の中で、現在課題となっている点についてお伺いをいたします。

2つ目、職員の労働条件等、労働組合との協議状況、また課題についてお伺いします。

3つ目は、地方独立行政法人化に向けて、公的医療を発展させるための医療課題や施策を取り入れる計画についてはどうなっているのか。

4つ目は、経営状況、経営改善の取り組みについて伺います。

それから2つ目の大きなテーマは、職員の働き方と職員確保状況について質問をいたします。

現在、働き方改革が社会的な問題となっています。医師をはじめとする職員の超過勤務や負担軽減の取り組みなどは、どの医療機関にとっても喫緊の課題とされています。こうした件については、3月議会でも質問いたしました。地方独立行政法人移行準備の過程での実態と課題について、以下5点を質問いたします。

1つ目は、医師、看護師の月平均の超勤時間、最高超勤時間等、超過勤務の実態についてお伺いします。また、直近6ヶ月間の特徴的な傾向についても伺います。

2つ目は、年次有給休暇、生理休暇などの取得状況について伺います。

3つ目は、職員の健診、健康診断、これの受診状況について、また健康管理や福利厚生面での具体的な対応については、どのような対応をされているのか、お聞きいたします。

4つ目は、今言われている働き方改革で、具体的な対策をどのように捉えているのか。

5つ目は、各職種の充足状況、また確保困難な職種についてもお伺いをいたします。

先ほどの議案質疑の中でも若干重なる部分もあったかと思いますけど、よろしくお願ひいたします。

議長。

管理者、答弁。

それでは3番、小西議員の一般質問にお答えをいたします。

質問項目は、大きく2項目でございます。

1問目の地方独立行政法人化については、1点目、移行準備の中

谷畑管理者

森議長

谷畑管理者

で、現在課題となっている点でございますが、先ほど地方独立行政法人法第25条に基づきます中期目標の議決をいただきましたので、今後の予定といたしましては、本年12月に臨時会を開催させていただきまして、法第66条に基づく承継財産の議決、法第44条第2項に基づきます重要な財産の議決、法第59条に基づきます職員の引き継ぎ条例の議決、その他病院組合の改廃条例議決、これらをそれぞれ議決いただく予定としております。

当初予定どおりに議決をいただけた場合には、平成31年4月1日に、地方独立行政法人に移行できるものと考えておりますが、現在のところ、順調に地方独立行政法人移行準備事務は進んでおりまして、特に課題があるというふうに認識はしておりません。

2点目の職員の労働条件や労働組合との協議状況、その上での課題につきましては、以前からご説明をさせていただいておりますように、地方独立行政法人化後においての法人職員の身分は非公務員とはなりますが、今回の独法化に伴います労働条件による悪化はございません。今後、人事評価の中で人材育成につながる公正な処遇に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、労働組合の執行委員長と就業規則等の労使協定に向けた具体的な協議を行う予定でございますが、この点につきましても、現状において特に課題はないとの認識をさせていただいております。

次に、3点目の独法化に向けて公的医療を発展させるための医療課題や施策についてのお尋ねでございますが、平成29年12月議会でも答弁をいたしましたとおり、独法化に伴います公的医療に変化があるわけではありません。今回の中期目標に、救急医療や災害拠点病院をはじめ、地域医療構想を見据えた医療提供体制等の指示をさせていただいております。

今後、中期目標に基づきまして、法人が中期計画、さらには年度計画を策定してまいりますこととなります。先ほどの議案質疑においても答弁いたしましたけれども、法人設立までの平成31年3月に、議会議員全員協議会を開催いただきまして、中期計画案をご説明の上、ご協議をいただく予定としておりまして、法第26条に基づきます中期計画案の議会上程は、法人設立当日の平成31年4月1日に開催を予定しております臨時会でお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

4点目の課題、さらには大きく2問目のお尋ねにつきましては、病院長より答弁をいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長。

病院長、答弁。

清水院長  
森議長

清水院長

3番、小西議員の一般質問にお答えいたします。

4点目の経営状況、経営改善の取り組みにつきましては、先ほど、平成29年度病院事業会計決算の説明で申し上げましたとおり、平成29年度の病院事業収支は、1億8,870万9,000円の損失計上となりました。平成28年度病院事業収支の赤字額は2億5,591万6,000円の損失でしたので、平成29年度の赤字幅は対前年度比6,720万7,000円減少し、医業収入の増加による経営改善の進捗が見られました。

しかしながら、平成30年4月から8月の経営状況については、紹介入院患者数、新入院患者数が増加しているものの、平均在院日数の短縮などにより、入院延べ患者数は対前年度比2,857人の減少となっております。8月末までの病院事業収益としましては、対前年度比1億1,905万7,000円の減少、一方、病院事業費用は医師をはじめとする職員増によって、対前年度比2,589万4,000円の増加となり、病院事業収支は、対前年度比1億4,495万1,000円の損失計上となっています。

これら収益減に対する今年度の経営改善の取り組みとしては、救急車やドクターへリの搬送による救急患者の受け入れを強化することにより、入院患者数の増加を、より一層図っていきたいと思っております。

独法化後の取り組みとしては、法人就業規則策定に当たり、職員採用の弾力化を規定し、優秀な医師をはじめとする医療職員の確保を目指します。また、法人契約規程の策定に当たり、随意契約額拡大による効率的な契約が可能となるよう、現在規程の策定中であります。独法化後は医療の質向上を図るとともに、さらなる効率的な経営を目指してまいります。

次に、大きく2項目めの職員の働き方と職員確保状況につきまして、1点目の医師、看護師の超過勤務の実態でございますが、医師につきましては、緊急を要する患者対応や当直・待機業務を除き、定時の退勤を促しております。所定勤務時間を超えての超過勤務につきましては、固定給として平均で約80時間分の超過勤務手当相当額を支給しております。今年度においても、この時間を超える超過勤務の申請は、なされておりません。

また、看護師、保健師、助産師につきましては、平成30年度は超過勤務時間の平均6.7時間で、最高超過勤務時間は46時間でありました。昨年と比較して、介護福祉士の採用により、看護職員との業務分担を行ったこと也有って、超過勤務が減少する傾向にあります。直近6カ月間の特徴的な傾向は特にございません。

2点目の年次有給休暇、生理休暇などの取得状況につきまして、年次有給休暇の取得率は、全職種平成28年度は31.9%、平成29年度は32.6%で取得率は増加しております。滋賀県内の地方公務員の年休取得率は、平成29年度で24.5%であり、当組合の現状は8.1%上回っておりますが、今後も年休取得の推進に努めてまいります。生理休暇につきましては、特別休暇として2日以内でその都度必要と認められる期間と規定がございます。過去5年間の申請状況を調べましたが、取得はございませんでした。

3点目の職員の健診受診状況、健康管理、福利厚生面での対応でございますが、本年8月に実施した成人健診の受診状況としましては、全職員の98%が受診済みでございます。残り2%の未受診者に対しましては、他の場所での健診日に受診するよう、受診の案内をしております。長期の出張者に対しても出張終了後に受診予定であり、最終的には例年どおり100%受診を達成する予定であります。なお、有所見者につきましては、医療機関への受診や保健指導などを促しております。

健診内容としましては、甲賀市、湖南市職員と同様、滋賀県市町村職員共済組合や協会けんぽの一般健診のほかに、血液検査のオプションも推進しております。これに加えて、胃・大腸検診、子宮・乳がん検診を実施しており、夜勤、特定薬剤取り扱い、放射線取り扱いに従事する職員に対しては、年2回の特定健診を実施しております。

次に、職員の健康管理についてでございますが、法に基づく年1回のストレステストを9月に実施しました。メンタル面に課題のある職員については、毎月、心理カウンセラーによるメンタルヘルスカウンセリングを希望者に対し実施しております。さらに、臨床心理士等によるメンタルサポート窓口を開設しており、随時相談に対応しております。産業医については、職員健診結果のチェックの他に、長期休暇者に対して、月1回面談を行っております。福利厚生面では、滋賀県市町村職員共済組合や滋賀県市町村職員互助会による事業として、ライフプランセミナーの案内、宿泊施設、体育施設の利用助成、リフレッシュのための契約施設のチケット等を随時案内しております。今後もさらに福利厚生面の充実を図っていきたいと考えております。

4点目の働き方改革で、具体的な対策については、平成29年度には、長時間労働・夜勤看護師確保対策の委員会を立ち上げるとともに、滋賀県看護協会と連携した看護職のワーク・ライフ・バランス推進事業に取り組んでおり、社会保険労務士とも連携して進め

おります。更に今年度からは、看護部において、働き方・休み方変える隊、健康で働き続ける隊、やりがいを持って働く隊の3チームが課題の解決に取り組んでおります。また、全職員に向けても労働時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいく所存です。

5点目の各職種の充足状況と確保困難な職種でございますが、医師につきましては平成30年4月対前年度比較で5名増加しております。目標としましては、常勤80名体制としたいと思っており、特に救急専門医の獲得が必要と考えております。看護職員につきましては若干減少ってきており、平成30年度増員が必要な状況になっておりますので、8月に採用試験を行い、経験者を10月に3名、平成31年1月に1名採用で、4月採用の26名を加えますと30名の採用が予定されております。今後も随時採用試験を行い、看護職員確保に努めていきたいと考えております。

また、採用困難職種であります作業療法士につきましては、今年度は求人活動を推進強化したことにより、応募が増えたことで、平成31年4月の採用者は3名から5名となり、ほぼ充足しつつある状況となってまいります。

以上です。

議長。

3番、小西喜代次君。

それじゃ、この最後回数制限に時間だけつけているんですね。

回数もあります。

回数も。回数は？

3回です。

回数と時間、そんならもう一回。

地方独立行政法人については、先ほどの質疑の中でも詳しく説明していただいておりますので、特にこっちで言うことはありませんが、ただ、労働組合との関係でいえば、昨年の12月議会だったと思いつくけども、院長より反対はしない、協力するというようなお話だというような答弁もありましたし、今回も労働組合にはまだそういう説明していない。協議がされていないということでしたけども、大事なことは、労働組合に対して十分な、労働組合も十分な検討の時間が要るし、今の段階で5ヶ月たった時点で何ら話し合いの機会が持たれていないというのは、少し時期的に急がなければならぬのかなという問題意識はあります。

その上で、労働組合と協議をする、この協議の中身は両市間の中なのでいいんですけども、どういう項目、例えば就業規則だとか、結局あれは法人が変わるわけですから、全体としては従来の協定さ

れている中身の全面的には見直しが必要ではないかなというふうに思うんですけども、一つ一つの項目について、例えば対象人員だとか、これは就業規則に当然のことながら、やらんとあかんと思うんですけども、その辺でどういう協定協議を予定されているのか、その点について具体的なところでお答えをいただきたいなというふうに思います。

もちろん賃金、労働条件についても、そういうことだと思うんですけども、これまでの答弁では、一定期間それについては補償するというようなご答弁というのがありましたから、そういう組合との協定の中でも、一定期間というのはどれぐらいかというようなことも含めた協議が必要ではないかと思うんですが、その辺でどういう項目について協定を予定されているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

最近、法人化について、他の病院、例えば大津の市民病院だとか、京都の病院だとか、府立医大の病院だとか、滋賀県ではまだ大津の市民病院だけですけども、いわゆる労働条件の問題を中心にして、退職される看護師さんがどんどん増えているというような危惧がされておりまして、私どもこの公立甲賀病院においても、そういうことがあってはならないと。しかし、実態としては、看護師さんがかなりの部分で辞めておられると。先ほども院長の答弁にもありましたけども、看護師が減少傾向だということでもって、これが地方独立行政法人との移行の関係で、不安を持たれて退職されるということがないのかどうかということも、非常に懸念をしているということです。ですから、その辺で労働組合とどういう項目で協定をされているかということについてお伺いしたいということです。

それから、経営状況のところで先ほど言っていたきました。8月末で1億1,000万のマイナスだと。これは結構そういう体制上の問題が大きいのではないかなということで、改善の、いわゆる診療報酬の単価を上げる等々の問題も先ほどいただきましたけども、いわゆる今後の対応の問題として、やっぱり体制の問題について、これを手当てしないと十分な医療収益については確保できないということだと思うんですけど、その辺で特に看護師の体制確保について、先ほどご答弁いただきましたけども、恒常的なこういう退職されるということについての対応策について、どのように考えておられるのかということについてお聞きしたいというふうに思います。

それから、働き方の関係で、この6カ月間の超勤等について特徴的なことはないというふうなお話をしました。看護師さんについては6.

7時間ということでしたけども、しかし、この超勤の時間について、いわゆる超勤時間をきちっと申請されているのかどうか。私はその点について、ちょっとお聞きしたいというふうに思うんです。滋賀県医労連が、この労働組合、職員組合と協力して、毎年退勤時にアンケートをされているんですよ。ご承知だというふうに思うんですけども、その数字は休憩時間の問題を含めてあるんですが、超勤については取得しづらいという意見の人が3割から4割ありますし、やっぱり休憩時間について、例えば2018年の調査では、16分から30分の人が13%、31分から45分が32%、45分から60分が53%というようなこと也有って、いわゆる健康管理上の問題での休憩時間と、超勤時間をきちっと申請しているかどうか。この辺の掌握について、どのような実態なのかということについて、お聞きしたいと思います。

それから、超勤時間でもう1つは、いわゆる管理職の方については、医師については80時間というふうに丸めてやっていると、越えたら超勤ということでしたけども、実態について、80時間だからいいよということじゃなくて、その辺の実態の把握、医師を含めていわゆる管理職の皆さんの中労働実態について把握されているのかどうかについて、超勤かどうかは別問題として、労働実態、これについて把握されているのかどうかについてお聞きしたいというふうに思います。

それから、いわゆる体制上の充足状況について、先ほどご報告いただきました。こここのところで、それから年休の問題で、大体滋賀県平均の公立病院よりもいいと、8%ぐらい、いいということで、三十一、二%の取得率ということでしたけど、これを是とするのかどうかという点からいえば、決してそういう立場ではないというふうに思ふんですけども、こういう取得の問題についても、やっぱり体制上の問題が大きく反映しているというふうに思います。その辺で、現場でご苦労されていることも含めて、もしご答弁いただけるようであれば、お願ひしたいというふうに思います。

それと、先ほどの質疑のところでICUについては、今辞退しているというようなことがありましたですよね。これについては、救急についてもそうだし、ICUについてもそうですし、女性病棟とちょっと言われたか、ちょっとこの間、聞き取りましたら、いわゆるベッドを減らして7対1を対応しているというような病棟があるというふうに聞いたんですけども、その辺の実態をどう見ておられるのか。ICUについては、先ほどの質疑のところでも取得を目指して体制をとるというようなことでしたけども、やっぱり全体と

しては看護師さんが退職される、そういう理由についても、きちっと掌握する必要があるのではないかというふうに思うんです。

看護師さんが辞めるときは、一身上の理由だとか、いろいろ言われますけど、実際のところの理由というのは、日本医労連なんかが掌握をしているのは全然違う。勤務がつらい、夜勤がつらい、そういうことで、それは全国共通ですよ。そういう点で、やっぱりそういう労働条件、環境をどうつくっていくかというのが、負の連鎖を生まない大事な点ではないかなというふうに思うんですけど、そういうところでの具体的な対応についても、お教えいただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長。

管理者、答弁。

3番、小西議員の再質問にお答えいたします。

1点、看護師の退職についてのご質問にお答えいたしますけれども、実は職員の退職につきましては、管理者決裁となっておりますので、私も1件ずつ全て伺っております。独法化を前提としてやめられたという事例については、ほとんどお聞きをしておりませんので、なぜこの方はやめられるんですかということは、根掘り葉掘り伺っております。やはりご家庭のご都合というものが一番多くて、親の介護でありますとか、また旦那さんの転勤に伴ってでありますとか、そういうものがかなり多いということでありまして、直接的にこの正規職員で、独法化が不安だから辞められるという案件については、そんなに聞いていないということになりますので、この独法化の案件とは別に、構造的な課題として、そういうものがあるのであろうというふうに考えております。

そういう面で先ほども病院長が答弁いたしましたように、この看護職員の採用につきましては、積極的に今、展開をさせていただいておりますし、当然その看護部の中においても、働き方改革を進めながら、働きやすい職場づくりということについては、おそらく十数年前とはかなり変わって、変更し、働きやすいような状況をつくらせていただいているんだろうというふうに思っております。

ただ、議員ご指摘のように当然退職をされている方もおられますので、できる限りこういった退職をなくしながら、7対1看護でありますとか、それぞれの診療報酬をきちんと確保できるような体制づくりということについては、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長。

清水院長

森議長  
清水院長

病院長、答弁。

看護師の件ですけれども、我々が長時間労働と看護師夜勤対策確保対策というのを行ったのも、看護師さんの業務負担を軽減するということが目的でありまして、そのためにいろんな、要するに増員ですね。看護師さんがやはり最終的には人数を確保しなければ、夜勤回数の軽減とかいうのは成り立たないわけとして、それを進めている中で、地域のやはり看護学校にしても人数が限られています。そしてその限られた人数の全てが当院に来るわけではないと。こういう状況の中で、一定のやはり離職というはどこの病院でもありますので、それを乗り越えて数を確保していくというのは、なかなか難しいということです。そのためには、まず数を確保することで看護師さんの待遇の改善につなげていくということで、さらに看護師の定着を図っていくと、これしかないわけだと思っています。そのためには、一部病棟の閉鎖ということも考えましたけれども、現在は病棟縮小という方向で来ておりますが、今現在、昨年度の患者数に比べると、入院患者数が減っているということは、先ほどから申し上げましたけれども、その理由が何かといえば、これは明確には申し上げられない、自然な流れやと思っています。

2025年までは老人が増えるので、患者さんは減らないというふうに我々も考えていましたけれども、そうではないのかもしれない。老人患者さんは増えるけれども、重症な患者さんはそれほど増えないというふうに予測されておりますので、自然に在院日数も減っていくし、それから定数も減っていくと、そういう状況が今起こっているんではないかと。

ということは、2025年を待たずにこの病院のサイズというものを考えていく時期が来るかもしれないというふうに思っています。ですから、拡大路線でいければ言うことはないわけですけれども、このまま拡大路線でいけるのかどうか、これは患者さんの流れによって決まっていくと思いますので、その辺をしっかりと見定めていきたいというふうに思います。

ICUの件も出ましたけども、これは今看護師さんの業務負担にもつながるんですけども、あと保険体制の7対1がなかなか厳しくなってきまして、これを維持していくためには、やむを得ないということです。このICUが一般病棟化することで、おそらく5,000万以上の減収になっているというふうに考えています。一刻も早くこれを解消したいのですけれども、それを解消するためには、看護師さんを確保しなければならない。看護師さんを確保することは、看護師さんの人件費を確保しなければならない。それが収

益の増加で届くのかということが大きな問題でして、できれば看護師さんは必要ですけれども、それ以外の医療職員は、本来的にいえば少数精銳でやっていかないといけないと。問題はやはり優秀な職員を採用することは、この地域では難しいということです。それが一番の問題だと思います。

佐井事務局長

森議長

佐井事務局長

議長。

事務局、答弁。

小西議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど労働組合との協議のお話のご質問をいただいたところでございます。

給与規程、就業規則、勤務時間規程、退職手当の規程等々、人事労務に係るそういった諸規程につきましては、現在トーマツとともに、つくり込みを進めておりまして、もう間もなく職員組合の方に提示をさせていただけすると、協議をいただける準備が整う直前でございます。11月ごろ前後を目途にお話し合いをさせていただきたいと、このように職員組合の執行委員長にもお話をさせていただいているところでございますので、ご了承をお願いします。

それから、先ほど管理職等々の超過勤務時間等の話がございましたけれども、人事課におきまして、ICカードで管理しておりますので、全職員の労働時間のことは総じて把握しておりますので、そういったところで労基法に抵触するような状況等にはなってございません。詳細については、先ほどご答弁させていただいたところでございます。

また、看護師における超過勤務時間の申請の件でございますが、そちらにつきましても、各所属の看護師長から超勤申請をしっかりと出してくださいというふうに看護師に伝えておりますので、決してそのような超過勤務時間を取らせないというような対応はしておりません。また、年休取得につきましても、同じく業務に支障のない限りとはなると思いますけれども、年休消化も促しているところでございます。他の職員と遜色のない程度の年休は消化していただいております。

看護師さんは病院の宝だと考えておりますので、今後とも充実した労務体制をしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とします。

議長。

3番、小西喜代次君。

ありがとうございます。看護師さんの問題は、どこの医療機関で

小西議員

森議長

小西議員

も頭を抱えている問題で、大体新任の看護師さんで、全国で言われているのは、大体1割ぐらいは退職されると、離職率が1割というのは、どこの医療機関でもそうだと思いますし、新しい看護師さんはすぐに訓練などをするとかというと、決してそうじゃないということは当然のことだというふうに思うんですけども、その点では非常にご苦労されていると思います。

ただ、私は信楽に住んでおりまして、今年ですが、甲賀の看護専門学校の卒業生の人が大体ふだんは国療紫香楽ですね、紫香楽に就職されるのは大体4、5名ぐらいだけですけれども、今年は10名ちょっとぐらいが就職されたというようなお話を聞きしたんですけども、その辺でいわゆる甲賀の看護専門学校の卒業生の皆さんがきちっと公立甲賀病院の方に就職されるというような率というのは、この数年変化しているのかどうか。また、それが私ちょっと聞いた話では、やっぱり独法化については不安があると。国療紫香楽はもう独法化しておりますけども、その辺とは全然形態が違いますので、その辺での懸念の払拭を、やっぱり看護学生さんについても説明していく必要があるんじゃないかなというふうに思ったりもしているんですけども、それぞれの進路をどうするかということについては、それぞれが判断されると思うんですけども、労働組合も含めて、そういうあらゆる分野で独法化に向けての説明をきちっとしていただいて、いわゆる人材確保というのを努めていただくのが大事かなというふうに思っているんですけど、その辺でのいわゆる幅広い皆さんへの説明、その辺について今後どのようにされようとしているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

佐井事務局長

森議長

佐井事務局長

議長。

事務局、答弁。

小西議員のご質問にお答えさせていただきます。

一昨年は、甲賀看護専門学校から公立甲賀病院への就職が若干少のうございました。しかしながら、来年4月、平成31年4月には26名ということで、過半数を上回る卒業生を当院の方に就職いただけるということになってございます。看護学生への説明というお話をございますけれども、就職試験の面接時には、独法化することについて不安であるかどうか、そういうこともお尋ねしながらしておりますけれども、貴重なご意見を頂戴いたしましたので、今後、甲賀看護専門学校の方でも、そういう本院独法化ということにつきまして、また就職希望をいただける方につきましては、特別説明をさせていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

小西議員  
森議長  
竹若議員

以上、答弁とさせていただきます。  
もういいです。ありがとうございました。  
小西喜代次君の質問は終わりました。  
次に、4番、竹若茂國君。  
4番、竹若茂國でございます。

さて、去る9月2日には、滋賀県総合防災訓練が甲賀湖南の地域で行われ、公立甲賀病院でも同時に実施されました。当日私はお邪魔でございましたが、私も見学をさせていただきました。院長を本部長に、病院関係者の皆さんに、本番さながらにそれぞれの役割にきびきびと真剣に取り組んでいたる姿を見まして、市民の一人として大変心強い限りでございました。訓練は実践のごとく、実践は訓練のごとくとよく言われますが、市民のためにますます精励されることを心から願うものであります。また、9月22日には、甲賀看護専門学校で学園祭・チューリップ祭が開催されました。生徒の皆さんから、出会うたびに礼儀正しく「こんにちは、こんにちは」と丁寧な挨拶をいただき、とても気持ちよく学園祭を見させていただくことができました。この学園祭には、地域の皆さんも模擬店に参加をされており、多くの子供も訪れていました。地域の皆さんとのつながりを大切にしていただいていることを大変うれしく思つた次第でございます。

さて、本来の質問であります病院運営についてお伺いしたいと思います。私も公立甲賀病院には大変お世話になっている立場でございます。ただ、いつ来院しても、診療待ちの患者さんが待合いいっぱいにあふれています。予約していても1時間から2時間待ちは当たり前の状態になっています。患者さんから聞こえてくるのは、「いつまで待つたらええねん」という不満の声が聞こえてきます。医師や看護師さんも昼食がまともにとれない状況になっていると聞いています。そこでお尋ねいたします。

まず1つ、これからもこのような状況が続くのか、このままでいいのか、それとも何らかの対策を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

2つ目、現在来年4月1日の地方独立行政法人設立を目指して準備を着々と進めています。来年4月1日には、関係する全ての人が同じ目標に向かって心を1つに病院の運営に携わるわけでございますが、今後の地方独立行政法人に向けた甲賀病院の運営の方針についてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長。

清水院長

森議長  
清水院長

病院長、答弁。

4番、竹若議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の外来予約患者の待ち時間でございますが、待ち時間の短縮については、以前より患者さんからのお声のあることは承知しております。

対策といったしましては、迅速に検査を行うこと、逆紹介を推進することなどにより、待ち時間の短縮に努めています。また、予約枠の適正運用についても柔軟に取り組んでおりますが、患者さんへの丁寧な説明を行うような配慮の中で、待ち時間が長くなっている場合があります。患者さんのストレスを軽減するため、診察室前のスタッフコーナーにおいても、待ち時間を含む情報を提供させていただいているところでございます。

2点目の今後の独法化による運営方針については、独法化に伴つて外来運用の変更点はございませんが、中期目標にも掲げられておりますとおり、開業医との地域連携をさらに強化し、紹介・逆紹介が進むように努めてまいります。

また、手術、検査等が必要な患者さんについては積極的に受け入れ、地域医療支援病院としての責任を果たすことにより、地域医療の向上を図ってまいる所存でございます。

なお、待ち時間については、もう極めて多岐にわたる要因があると思いますので、1点に絞って話すことはなかなか困難でありまして、それぞれの事例について、もしお話しできれば、また進むこともあるかと思いますが、一般論的にはこの程度のお話でお話ししさせていただきます。

議長。

4番、竹若茂國君。

今の外来の患者さんの待ち時間については、今お話し聞いていましても具体的にどうしたらいいかということが、なかなかないようですが、ただ、私が感じますのは、今、地域連携、地域の医療連携を進めるということでございます。その中で公立甲賀病院は、地域医療連携の中でどういう役割を果たすかということが、非常に大きなところではないかなというふうに思っています。そういう意味では、やはりここにも管理者は湖南市の市長さんですし、副管理者は甲賀市の市長さんです。そういう意味で、行政と公立甲賀病院のあり方みたいなところも、やっぱり重要なと。私の感じているところでは、行政の方ではなかなか地域連携が進んでいかない中で、やっぱり公立甲賀病院に頼るところが非常に多い部分があるような気がします。

そういう意味では、やはりその辺をきちっともう少しそれぞれの役割を明確にしながら、そういう公立甲賀病院として核としての、甲賀市、湖南市の甲賀圏域の核としての公立甲賀病院としての役割というのが、非常に大事になってくるのではないかなというふうに思いますが、その辺の公立甲賀病院の役割について、もう一度お伺いできればありがたいと思います。

谷畠管理者

森議長

谷畠管理者

議長。

管理者、答弁。

4番、竹若議員の再質問にお答えいたします。

地域医療連携における公立甲賀病院の役割についてのご質問でございます。先ほども病院長からご答弁をいたさせましたように、今回先ほどご議決をいただきました中期目標の中に、その役割は書き込ませていただいております。例えば地域の医療機関、介護施設等々の機能分化、連携強化のところに、両市の連携という項目、また地域医療支援病院としての役割、さらには地域医療構想を見据えた医療提供体制についてということで、それぞれ両市との関係、またこの甲賀保健医療圏域内における病診それぞれとの関係、またさらには保健所を中心とする県の広域的な医療構想との関係について、それぞれ公立甲賀病院としてもその位置を再確認しながら、中期計画を作ってくるようにという形での今回のこの中期目標の議決ということでございます。

そういった中におきまして、先ほど議員からご指摘いただきました、この外来の待ち時間ということにつきましては、やはり外来を、全てこの病院が対応するということではなくて、地域のかかりつけ医がまず第一義的に受けていただくような体制を作っていく必要があろうかと。それは卵と鶏の関係ではありますけれども、やはり何でもかんでも公立甲賀病院が受け入れているという状況においては、地域におけるこの1次医療を受けていただける診療科の病院、また診療所が育っていかないということになりますので、できる限り、これは病診連携の中において紹介・逆紹介をうまくかけながら、地域の中に患者さんが戻って行かれる。それで地域の中で一定自己完結をしながら、その中で対応し切れないものについては、高度な医療が必要であれば、後方支援として公立甲賀病院がしっかりとここにいますよということで対応していかなければならないというふうに思っております。

先ほど議員のご質問の中で、医師や看護師も昼食がまとまるとれない状態というご指摘がありますけども、こういった状況に陥っているということは、この地域の皆さんのが税金で作っているこの病院

が無駄に使われていると、本来の使われ方になっていないということでありますので、やはりまずは軽度のものについてはかかりつけ医に行っていただぐと。ここで3時間、4時間待って、待ち時間が長いと文句を言うぐらいであれば、ぜひお近くの開業医さんのところに行っていただぐというのが、まず第一だというふうに思っております。

例えば、川西市での公立病院がもう閉鎖に追い込まれそうになつたときに、地域の市民の皆さんがあれをお支えいただいたと、そういう安易な受診をしないでおこう、そういう中で、やはり公立病院としての役割はそこにあるんだと。より高度な医療を提供する。また、より困ったところで対応するということでありますので、やはりそういう軽度なところで、まず安易に受診をされないということを、ぜひ議員におかれましても、市民の皆さんにそういったところのご説明をお願いしたいなと思っております。

そういう意味で、入院患者数については、当院といたしましては、できる限り救急を受け入れることを増やしながら、新患者も増やしながら、それを増やしていきたいと思っておりますけども、外来につきましては現在の規模よりは一定少なくしていきたいというふうに考えております。それはあくまでもここの病院が持っている医療資源を重度の人、また長期的にどうしても対応しなければならない人の方に振り向けていきたいということでありまして、一定の範囲でのこの患者さんにつきましては、まずは第一義的に、かかりつけ医で対応いただきたいということでございます。これがあくまでも地域医療連携というものの根幹でありますし、実はその手前のところで、健康であるとか、健康づくりであるとか、また予防の部分については、当然両市の保健センター、保健師さん、そういうところとの連携ということも当然必要になってまいります。また、介護の部分においても、高齢担当との連携ということも必要になつてきますし、介護予防につながらない、寝たきり予防に努めていくということも必要になってまいりますので、そういう地域の中、全体で対応していく。そのときの1つの後方でしっかりと支援をしていく役割というのが、この公立甲賀病院の役割だと思っておりますので、是非その点については、市民の皆さんにも一定ご理解をいただきながら、少しご不便にはなろうとは思いますけども、今まで気軽に受診をされていた方にとては。ただ、そのことが実は公立甲賀病院、今、受診抑制をしておりませんけれども、あまりにもひどい、先ほど議員がご指摘いただいた、昼食がまともにとれないというのが本当であれば、もう受診抑制をして、この日は何番までし

か受け付けませんと、切らなければならぬわけですけれども、今はスタッフが一生懸命頑張って、来られた方に対しては対応させていただいているということですので、その部分について十分にご理解いただいた上で、「もう何時間待っているんだ」というようなことを言っていただかないように、その部分についてはご理解をいただきながら、市民全体でこの公立甲賀病院を守り育てていただくようにお願いをしたいなど、今後は独法化をいたしますけども、それは両市からもお願いになろうかというふうに思いますので、その点、お含みおきをいただきますようにお願いいたします。

竹若議員  
森議長  
竹若議員

議長。

4番、竹若茂國君。

ありがとうございます。より詳しく説明いただきありがとうございます。ただ、待ち時間については、これはもう今の医師と看護師さんの努力で、今回っていただいているんやと思います。その辺、また、今おっしゃっていただいたように改善ができるところは改善していただきたいと思いますし、今の地域医療の関係ですが、私も事あるごとに、あるいは地域の医師にも診ていただいて、在宅なんかのときも、きっとそういうことでやっているから、家でも在宅で診てもらえるし、ええねんでということは話をさせていただいています。

ただそういう意味で、行政においても、公立甲賀病院においても、まだまだその辺の啓発というか、PRがまだ十分足りないというか、市民の皆さんに地域医療連携という、そのもののが理解いただけていない部分がたくさんあると思います。それはもうみんなで啓発をしていって、やはり皆さんで十分理解いただいて、自分のものにしていただくということが大事かなというふうに思います。

その中で、まずはやはり今後4月1日に向けて独法化が進んでいるわけですけれど、4月1日になってから独法化や、それ行けということでは、やはり進んでいかないと思うんです。もう今から独法化に向けて、どういう意識でこの病院を運営していくのかということがないと、やはり独法化はなかなか違っていって難しいと思います。そういう意味では、私は公立甲賀病院が地域医療の核として、本当に高い意識を持った医療集団であってほしいというふうに私は思っています。そういう意味では、今も管理者がおっしゃっていたいたような形でのやはり公立甲賀病院のあり方というのが大事かなというふうに思いますが、再度そういう高い意識を持っていただいている集団になるための、取り組み、対応についてお伺いしたい

清水院長  
森議長  
清水院長

と思います。

議長。

病院長、答弁。

独法に移行するという段階で、前から申し上げているように、この現体制をそのまま移行するということですから、特別今日からまた変わるぞというような号令をかけてやるつもりは全くなくて、今の体制がそのまま移行して、そして業務をする中で、次第に独法化というものに気づいていく、その良さを知っていくことが、私としては大事じゃないかと思っております。ですから、ある1日をもって急に変わるというような、そういう宣伝というか、そういうことは一切しないと。静かなる門出ということです。

あとは、病院が先ほども言いましたけれども、勢いがつくかどうかというのは、もう患者数に尽きるわけです。ですから、患者数というのは今後どのように伸びていくのか、そのところの見きわめだと思います。彼ら全員が元気に頑張ろうと言っても、患者さんが来なかつたら病院は成り立たないわけです。ですから、もうその患者確保に尽きると。これをどうやって確保していくかということにまず精力を使って、それから次の段階、要するに変革というところに移ります。

以上です。

ちょっと納得いかないんですけども。

4番、竹若茂國君。

静かなる移行というふうなお言葉がございました。じゃ、私はなぜ、何のために独法化するかということだと思うんです。何のために独法化するんですか。そのためにはやっぱり静かなる移行ではなくて、やはり皆さんの中で、市議会と、そして、よし、一から独法で頑張っていくんやでという意識がないことには、これでは独法化する意味がないように私は思うんです。その辺をもう一度、すみません。

議長。

病院長、答弁。

洗脳しても仕方がないというか、物事の状況というのは、自然に周りから雰囲気を自分で感じ取っていくことこそ、本当の意味での理解だというふうに思います。こういうものだというふうに言われて、じゃ、何が変わるといつても、具体的に変わらないわけです。対応も変えないと言っているわけです。働き方も変えない。診療体制も変えないと言っているわけです。何が変わるかというと、それがちゃんと船出して、それからインセンティブとか、そういうとこ

ろで働く意欲をどう盛り上げていくかということだと思います。それと、支出をどうやって抑えるかということです。その2点です。

だから医療体制を変えるわけじゃなくて、どうやったらその次にまず移行して安心をして、安心した中で次の段階でインセンティブというものをうまく利用して、職員のやる気を向上させると。これが多分一番いい独法化で、アドバルーンばかり高くやって実態が全く違うじゃないかと、急には変わりませんから、そういうふうな状況をつくるよりは、静かなる船出で徐々に意識を高めていく方が、私にとってはいいと思います。

竹若議員  
森議長

納得できませんが、終わります。  
以上で一般質問を終わります。

○ 閉会

森議長

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

森議長

異議なしと認めます。

よって、本定例会は閉会することに決しました。

以上で、平成30年第2回公立甲賀病院組合議会定例会は閉会いたします。ありがとうございました。

(10月9日午後4時29分閉会)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

議長

森淳

署名議員

桑原田美知子

署名議員

七月卓

